

$$\leq 120 \text{ kg/cm}^2$$

ここに、 $\sigma_{ck}$  は コンクリートの設計基準強度。

(4) 地震の影響を考えた場合の許容応力度

地震の影響を考えた場合の許容応力度は、(1) および (3) に規定した許容応力度の 1.5 倍までとしてよい。

---

## 鉄筋コンクリート標準示方書



# 鉄筋コンクリート標準示方書

## 目 次

### 1編 総 則

1章 総 則	57
1条 適用の範囲	57
2条 定 義	57
3条 記 号	62

### 2編 施 工

2章 コンクリートの品質	64
4条 総 則	64
5条 強 度	64
3章 材 料	64
6条 総 則	64
1節 セメント	64
7条 セメント	64
2節 水	64
8条 水	64
9条 海 水	64
3節 細骨材	65
10条 総 則	65
11条 粒 度	65
12条 有害物含有量の限度	65
13条 耐 久 性	66
4節 粗骨材	66
14条 総 則	66
15条 粒 度	67
16条 有害物含有量の限度	67

17条 耐 久 性	68
5節 混 合 材 料	68
18条 総 則	68
19条 混 合 材	68
20条 混 合 剤	68
6節 鉄 筋	69
21条 鉄 筋	69
7節 材料の貯蔵	69
22条 セメントの貯蔵	69
23条 骨材の貯蔵	69
24条 混合材料の貯蔵	70
25条 鉄筋の貯蔵	70
4章 配 合	70
26条 総 則	70
27条 配合強度	70
28条 単位水量	71
29条 単位セメント量	71
30条 水セメント比	71
31条 粗骨材の最大寸法	72
32条 コンステンシー	72
33条 細骨材	73
34条 AE コンクリートの空気量	73
35条 混合材料の単位量	73
36条 配合の表わし方	74
5章 練りまぜ	74
37条 材料の計量	74
38条 機械練り	75
39条 手 練 り	76
40条 練 返 し	76
41条 レーダー ミクスト コンクリート	76
6章 コンクリート打ち および 養生	76
1節 コンクリート打ち	76

42条 準 備	76
43条 取 扱	77
44条 バケット	78
45条 運 搬 車	78
46条 ベルト コンベヤー	78
47条 コンクリート ポンプ	78
48条 コンクリート プレーサー	78
49条 縦シート	78
50条 斜めシート	78
51条 締 固 め	79
52条 打ちたし	79
2節 養 生	80
53条 総 則	80
54条 湿潤養生	80
3節 繰 目	80
55条 総 則	80
56条 打 繰 目	80
57条 打継目の施工	81
58条 柱の打継目	81
59条 床組みの打継目	81
60条 アーチの打継目	81
61条 伸縮継目	82
7章 鉄 筋 工	82
62条 鉄筋の加工	82
63条 鉄筋の組立て	82
64条 鉄筋の継手	83
8章 型わく および 支保工	83
1節 総 則	83
65条 一 般	83
66条 荷 重	83
67条 材 料	83
2節 設 計	84

68条 型わくの設計	84
69条 支保工の設計	84
3節 施 工	84
70条 型わくの施工	84
71条 支保工の施工	85
72条 型わく および 支保工の検査	85
4節 型わく および 支保工の取りはずし	85
73条 型わく および 支保工の取りはずし	85
74条 型わく および 支保工取りはずしの順序	85
75条 型わく および 支保工取りはずしの時期	85
5節 特殊な型わく および 支保工	86
76条 特殊な型わく および 支保工	86
9章 表面仕上げ	86
77条 一 般	86
78条 せき板に接する面	86
79条 せき板に接しない面	86
80条 すりへりをうける面の仕上げ	87
81条 特殊な仕上げ	87
10章 塡中コンクリート	87
82条 一 般	87
83条 材 料	87
84条 練りませ および コンクリート打ち	88
85条 養 生	88
86条 凍害をうけたコンクリート	88
11章 暑中コンクリート	89
87条 材 料	89
88条 コンクリート打ち	89
89条 養 生	89
12章 水密を要する鉄筋コンクリート	89
90条 総 則	89
91条 水セメント比	90
92条 ワーカビリチー	90

93条 混和材料	90
94条 コンクリート打ち	90
95条 義生	91
<b>13章 海水の作用をうける鉄筋コンクリート</b>	<b>91</b>
96条 総則	91
97条 水セメント比	91
98条 コンクリート打ち	91
<b>14章 試験および管理</b>	<b>91</b>
99条 総則	91
<b>1節 試験</b>	<b>92</b>
100条 コンクリートの試験	92
101条 鉄筋の試験	92
102条 試験方法	92
103条 報告	93
<b>2節 圧縮強度によるコンクリートの管理</b>	<b>93</b>
104条 圧縮強度によるコンクリートの管理	93
105条 コンクリートの品質検査	93
<b>3節 構造物の検査および試験</b>	<b>93</b>
106条 構造物の検査	93
107条 載荷試験	94
<b>15章 工事記録</b>	<b>94</b>
108条 工事記録	94

**3編 設計**

<b>16章 設計基本</b>	<b>94</b>
109条 総則	94
110条 設計図	94
<b>17章 荷重</b>	<b>95</b>
111条 荷重一般	95
112条 地震の影響	95
113条 温度変化	95
114条 乾燥収縮およびクリープ	95

<b>18章 設計計算に関する一般事項</b>	<b>96</b>
115条 総則	96
116条 不静定力 または 弹性変形の計算上の仮定	96
117条 部材の応力度計算上の仮定	97
118条 せん断応力度	97
119条 斜引張鉄筋	98
120条 押抜きせん断応力度	99
121条 付着応力度	99
122条 ハンチのある部材	100
<b>19章 一般構造細目</b>	<b>100</b>
123条 鉄筋の間隔	100
124条 鉄筋の曲げ方	100
125条 ハンチ その他の内側にそう鉄筋	102
126条 鉄筋の維手	102
127条 鉄筋の定着	103
128条 かぶりの一般標準	104
129条 面取り	104
130条 露出面の用心鉄筋	105
131条 集中反力をうける部分の補強	105
132条 開口部周辺の補強	105
133条 打維目	105
134条 伸縮維目	105
135条 水密構造	105
136条 排水工および防水工	105
137条 コンクリート表面の保護	105
<b>20章 部材の設計</b>	<b>106</b>
<b>1節 スラブ</b>	<b>106</b>
138条 構造解析	106
139条 スラブのスパン	106
140条 集中荷重の分布幅	106
141条 一方向スラブ	106
142条 二方向スラブ	107

143条 構造細目	107
2節 はり	108
144条 はりのスパン	108
145条 二方向スラブをささえる支承ばかりのうける荷重	108
146条 T形ばかりの突縁の有効幅	108
147条 独立したはり	109
148条 ディープビーム	109
149条 構造細目	110
3節 柱	110
150条 断面の算定	110
151条 柱の有効長さ	110
152条 短柱	111
153条 長柱	112
154条 構造細目	112
4節 壁	114
155条 断面の算定	114
156条 構造細目	114
5節 ラーメン	114
157条 構造解析	114
158条 軸線	115
159条 部材端の断面算定	115
160条 構造細目	115
6節 アーチ	115
161条 設計計算	115
162条 構造細目	115
7節 フラットスラブ構造	116
163条 構造解析	116
164条 構造細目	117
8節 フーチング	118
165条 構造解析	118
166条 独立フーチング	118
167条 壁のフーチング	119

168条 連結フーチング	119
169条 フーチングまたは受け台と柱との接合部の設計	119
21章 許容応力度	120
170条 コンクリートの許容応力度	120
171条 鉄筋の許容応力度	121
171条 温度変化、乾燥収縮、地震の影響および一時的荷重を考えた場合の許容応力度	121

#### 4編 特殊なコンクリート

22章 プレストレストコンクリート	122
173条 プレストレストコンクリート	122
23章 軽量コンクリートを用いた鉄筋コンクリート	122
174条 軽量コンクリートを用いた鉄筋コンクリート	122
24章 鉄筋コンクリート工場製品	122
175条 鉄筋コンクリート工場製品	122
25章 鉄骨鉄筋コンクリート	123
176条 鉄骨鉄筋コンクリート	123
26章 水中で施工する鉄筋コンクリート	123
177条 水中で施工する鉄筋コンクリート	123
27章 プレパックドコンクリート	123
178条 プレパックドコンクリート	123

## 1編 総 則

### 1章 総 則

#### 1条 適用の範囲

この示方書は 鉄筋コンクリート構造物の 設計 および 施工についての一般の標準を示すものである。

#### 2条 定 義

この示方書の用語を つぎのように定義する。

責任技術者——工事に責任をもつ技術者をいう。

セメント——JIS (日本工業規格) R 5210 ポルトランドセメント, JIS R 5211 高炉セメント, JIS R 5212 シリカセメント および JIS R 5213 フライアッシュセメントをいう。

骨材——モルタル または コンクリートをつくるために, セメント および 水と練りませる砂, 砂利, 碎砂, 碎石, その他 これに類似の材料をいう。ふるい——「土木学会 および 日本建築学会コンクリート用ふるい規格」に規定する網ふるいをいう。

細骨材——10 mm ふるいを全部通り, 5 mm ふるいを重量で 85 % 以上通る骨材をいう。

粗骨材——5 mm ふるいに重量で 85 % 以上 とどまる骨材をいう。

混和材料——セメント, 水, 骨材以外の材料で, 練りませのさいに 必要に応じて コンクリートの成分として加える材料をいう。

混和材——混和材料のうち, 使用量が比較的多くて, それ自体の容積がコンクリートの配合の計算に関係するものをいう。

混和剤——混和材料のうち, 使用量が比較的少なくて, それ自体の容積がコンクリートの配合の計算において無視されるものをいう。

ポゾラン——混和材の一種で, それ自体に水硬性はないが, コンクリート中の水に溶けている水酸化カルシウムと常温で徐々に化合して, 不溶性の化合物をつくるようなシリカ質物質を含んだ微粉状態の材料をいう。

AE 剤——混和剤の一種で, 微小な独立した空気の あわ をコンクリート中に一様に分布させるために用いる材料をいう。

減水剤——混和剤の一種で、セメント粒子を分散させることによって、コンクリートの所要のワーカビリチを得るために必要な単位水量を減らすことを主目的とした材料をいう。

遅延剤——混和剤の一種で、セメントの凝結時間をおそくするために用いる材料をいう。

エントレインド エアー——AE 剤、減水剤、等によってコンクリート中にできた空気のあわをいう。

エントラップト エアー——混和剤を用いなくても、コンクリート中に自然に含まれる空気をいう。

骨材の粒度——骨材の大小粒が混合している程度をいう。

骨材の粗粒率——80, 40, 20, 10, 5, 2.5, 1.2, 0.6, 0.3, 0.15 mm ふるいの1組を用いて、ふるい分け試験を行なった場合、各ふるいを通らない全部の試料の重量百分率の和を100で割った値をいう。

粗骨材の最大寸法——重量で少なくとも90%が通るふるいのうち、最小寸法のふるいで示される粗骨材の寸法をいう。

骨材の表面水——骨材粒の表面についている水をいい、骨材に含まれる水から、骨材粒の内部に吸収されている水を差し引いた水をいう。

骨材の表面乾燥飽水状態——骨材の表面水がなく、骨材粒の内部の空げきが水で満たされている状態をいう。

骨材の絶対乾燥状態——骨材粒の内部の空げきに含まれている水がすべてとり去られた状態をいう。

骨材の表乾比重——表面乾燥飽水状態の骨材粒の比重をいう。

骨材の絶乾比重——絶対乾燥状態の骨材粒の比重をいう。

セメントペースト——セメントおよび水を練りませてできたものをいう。

モルタル——セメント、細骨材および水を練りませてできたものをいう。混和材料を加えたものもモルタルといふ。

コンクリート——セメント、細骨材、粗骨材および水を練りませてできたものをいう。混和材料を加えたものもコンクリートといふ。

AEコンクリート——エントレインド エアーを含んでいるコンクリートをいう。

人工軽量骨材——頁岩、粘土、フライアッシュ、等を主原料として人工的に

製造した骨材粒の内部に空げきの多い軽い骨材で、細骨材の場合 絶乾比重が2.0未満、粗骨材の場合 絶乾比重が1.6未満の骨材をいう。

人工軽量骨材コンクリート——骨材の全部または一部に人工軽量骨材を用いてつくった単位容積重量2.0t/m<sup>3</sup>以下のコンクリートをいう。

水セメント比——練りたてのコンクリートまたはモルタルにおいて、骨材が表面乾燥飽水状態であるとしたときのセメントペースト部分における水とセメントとの重量比をいう。

配合——コンクリートまたはモルタルにおいて、これらをつくるときの各材料の割合または使用量をいう。

示方配合——示方書または責任技術者によって指示される配合で、骨材は表面乾燥飽水状態であり、細骨材は5mmふるいを通るもの、粗骨材は5mmふるいにとどまるもの、を用いた場合の配合をいう。

現場配合——示方配合のコンクリートとなるように、現場における材料の状態および計量方法に応じて定めた配合をいう。

配合強度——コンクリートの配合を定める場合に目標とする材令28日における圧縮強度をいう。

設計基準強度——部材の設計において基準とした材令28日におけるコンクリートの圧縮強度をいう。

単位量——コンクリート1m<sup>3</sup>をつくるときに用いる材料の量をいう。

細骨材率——骨材のうち、5mmふるいを通る部分を細骨材、5mmふるいにとどまる部分を粗骨材として算出した、細骨材量と骨材全量との絶対容積比を百分率で表わしたものをいう。

ブリージング——まだ固まらないコンクリートまたはモルタルにおいて、水が上昇する現象をいう。

レイタス——ブリージングにともない、コンクリートまたはモルタルの表面に浮かび出て沈んでした物質をいう。

コンシスティンシー——主として水量の多少によるやわらかさの程度で示されるまだ固まらないコンクリートの性質をいう。

ワーカビリチ——コンシスティンシーによる打込みやすさの程度および材料の分離に抵抗する程度を示すまだ固まらないコンクリートの性質をいう。

プラスチシティー——容易に型につめることができ、型をとり去るとゆっくり形を変えるが、くずれたり材料が分離したりすることのないような、ま

だ固まらないコンクリートの性質をいう。

バッチ ミキサ——1練りずつコンクリート材料を練りませるミキサをいう。

練直し——コンクリートまたはモルタルが、まだ固まり始めたが、練りませ後相当な時間がたった場合、材料が分離した場合、等に再び練りませる作業をいう。

練返し——コンクリートまたはモルタルが固まり始めた場合、再び練りませる作業をいう。

レデー ミクスト コンクリート——整備されたコンクリート製造設備をもつ工場から、隨時に購入することができる、まだ固まらないコンクリートをいう。

水密コンクリート——とくに水密性の大きいコンクリートをいう。

プレパックド コンクリート——所要の品質のコンクリートが得られるように、まず特定の粒度をもつ粗骨材をつめ、その空げきに特殊なモルタルを注入して得られたものをいう。

鉄筋——コンクリートに埋め込んでコンクリートを補強するために用いる鋼材をいう。

異形鉄筋——JIS G 3112 の熱間圧延異形棒鋼および冷間加工異形棒鋼、またはこれと同様の品質および形状を有する鉄筋をいう。

鉄筋コンクリート——鉄筋を用いたコンクリートで、外力にたいして両者が一体となって働くものをいう。

無筋コンクリート——鋼材で補強しないコンクリートをいう。ただし、コンクリートの収縮ひびわれその他にたいする用心のために、鋼材を用いたものは無筋コンクリートとする。

主鉄筋——設計荷重によってその断面積を定めた鉄筋をいう。

正鉄筋——スラブまたははりにおいて、正の曲げモーメントによっておこる引張応力をうけるように配置した主鉄筋をいう。

負鉄筋——スラブまたははりにおいて、負の曲げモーメントによっておこる引張応力をうけるように配置した主鉄筋をいう。

配力鉄筋——応力を分布する目的で、正鉄筋または負鉄筋と、普通の場合直角に配置した鉄筋をいう。

軸方向鉄筋——部材の軸方向の鉄筋をいう。

横方向鉄筋——部材軸に直角方向の鉄筋をいう。

斜引張鉄筋——斜引張応力をうける鉄筋をいう。

腹鉄筋——スラブまたははりの斜引張鉄筋をいう。

スターラップ——正鉄筋または負鉄筋をとりかこみ、これに直角または直角に近い角度をなす腹鉄筋をいう。

折曲鉄筋——正鉄筋または負鉄筋を曲げ上げまたは曲げ下げた腹鉄筋をいう。

帯鉄筋——軸方向鉄筋を所定の間隔ごとにとりかこんで配置した横方向の鉄筋をいう。

らせん鉄筋——軸方向鉄筋をらせん状または環状にとりかこんで配置した鉄筋をいう。

組立用鉄筋——鉄筋を組み立てるとき、鉄筋の位置を確保するために用いる補助の鉄筋をいう。

用心鉄筋——用心のために用いる補助の鉄筋をいう。

有効高さ——曲げモーメントをうける部材の断面において、圧縮側コンクリート表面から正鉄筋または負鉄筋の断面の図心までの距離をいう。

クリープ——持続荷重によってコンクリートにおこる塑性変形をいう。

かぶり——鉄筋の表面とコンクリート表面との最短距離で測ったコンクリートの厚さをいう。

一方向スラブ——相対する2辺で支承された長方形スラブをいう。

二方向スラブ——4辺で支承された長方形スラブをいう。

フラット スラブ構造——スラブとこれを直接支持する柱とが剛結された鉄筋コンクリート構造をいう。

柱——圧縮力をうける鉛直または鉛直に近い部材で、その長さが最小横寸法の3倍以上のものをいう。

柱の有効長さ——柱の座屈の変形を考えた場合、両端ヒンジの変形に相当する部分の長さをいう。

短柱、長柱——帯鉄筋柱で柱の有効長さ  $h_e$  と最小横寸法  $d$  との比  $h_e/d$  が 15 以下のもの、および、らせん鉄筋柱で柱の有効長さ  $h_e$  と有効断面の直径  $D$  との比  $h_e/D$  が 10 以下のものを短柱といい、それぞれの値をこえるものを長柱という。

受け台——鉛直または鉛直に近い圧縮材で、その高さが最小横寸法の3倍未

満のものをいう。

### 3条 記号

この示方書では構造物の設計計算に用いる記号をつぎのように定める。

$A_a$  : らせん鉄筋を軸方向鉄筋に換算した断面積

$A_b$  : 折曲鉄筋の断面積

$A_c$  : コンクリートの断面積

$A_i$  : 鉄筋断面積をコンクリート断面積に換算して、コンクリートの断面積に加えた換算断面積

$A_s$  : 鉄筋の断面積

$A_{s'}$  : 曲げモーメントまたは曲げモーメントと軸方向力をうける部材の断面における圧縮鉄筋の断面積

$A_v$  : スターラップの断面積

$b$  : 長方形断面の幅

$b_e$  : T形ばかりの突縁の有効幅

$b_e$  : 一方向スラブの有効幅

$b_o$  : T形断面の腹部の幅

$b_p$  : スラブの荷重分布区間の周長

$C$  : コンクリートにおける全圧縮応力

$C'$  : 圧縮鉄筋における全圧縮応力

$d$  : 有効高さ

$d$  : 柱の最小横寸法

$d'$  : スラブまたははりにおいて圧縮側表面から圧縮鉄筋断面の図心までの距離

$D$  : らせん鉄筋柱のコンクリート有効断面の直径（らせん鉄筋の中心線のえがく円の直径）

$E_c$  : コンクリートのヤング係数

$E_s$  : 鉄筋のヤング係数

$f$  : らせん鉄筋の断面積

$h$  : 長方形断面またはT形断面の全部の高さ

$h_e$  : 柱の有効長さ

$I$  : 断面二次モーメント

$j$  : 全圧縮応力の作用点から引張鉄筋断面の図心までの距離 $z$ と有効高

さ  $d$  の比

$l$  : スラブまたははりのスパン

$M$  : 曲げモーメント

$n$  : 鉄筋のヤング係数とコンクリートのヤング係数との比

$N$  : 軸方向力

$P_0$  : 柱の最大許容軸方向荷重

$P$  : 集中荷重

$\phi$  : 鉄筋の直径

$s$  : スターラップまたは折曲鉄筋の正鉄筋または負鉄筋の方向の間隔

$S$  : せん断力

$\sigma_c$  : コンクリートの圧縮応力度

$\sigma_{ca}$  : コンクリートの許容圧縮応力度

$\sigma_{ck}$  : コンクリートの設計基準強度

$\sigma_s$  : 鉄筋の引張応力度

$\sigma_{s'}$  : 鉄筋の圧縮応力度

$\sigma_{sa}$  : 鉄筋の許容引張応力度

$\sigma_{ss}$  : 鉄筋の降伏点応力度

$t$  : スラブの厚さまたはT形ばかりの突縁の厚さ

$t$  : 帯鉄筋の間隔またはらせん鉄筋のピッチ

$T$  : 正鉄筋または負鉄筋における全引張応力

$\tau$  : コンクリートのせん断応力度

$\tau_{a1}$  : 斜引張鉄筋の計算をしない場合のコンクリートの許容せん断応力度

$\tau_{a2}$  : 斜引張鉄筋の計算をする場合のコンクリートの許容せん断応力度

$\tau_o$  : 鉄筋とコンクリートとの付着応力度

$\tau_{oa}$  : 鉄筋とコンクリートとの許容付着応力度

$\tau_p$  : スラブの押抜きせん断応力度

$U$  : 鉄筋断面の周長の総和

$w$  : 等分布荷重

$z = jd$  : 全圧縮応力の作用点から引張鉄筋断面の図心までの距離

## 2編 施工

### 2章 コンクリートの品質

#### 4条 総則

コンクリートは所要の強度、耐久性、水密性、等をもち、品質のばらつきの少ないものでなければならぬ。

#### 5条 強度

(1) コンクリートの強度は一般に材令28日における圧縮強度を基準とする。

(2) コンクリートの圧縮強度試験はJIS A 1108およびJIS A 1132によるものとする。

### 3章 材料

#### 6条 総則

材料は品質の確かめられたものを用ひなければならない。

#### 1節 セメント

##### 7条 セメント

普通ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメントおよびフライアッシュセメントは、それぞれJIS R 5210、JIS R 5211、JIS R 5212およびJIS R 5213に適合したものでなければならない。

#### 2節 水

##### 8条 水

水は油、酸、塩類、有機物、等コンクリートの品質に影響をおぼす物質の有害量を含んでいてはならない。

##### 9条 海水

鉄筋コンクリート用コンクリートをつくるには、海水を用いてはならない。

#### 3節 細骨材

##### 10条 総則

細骨材は清浄、強硬、耐久的で、適當な粒度をもち、ごみ、どろ、有機物、等の有害量を含んでいてはならない。

##### 11条 粒度

(1) 細骨材は大小粒が適度に混合しているもので、その粒度は表1の範囲を標準とする。

表1 細骨材の粒度の標準

ふるいの呼び寸法	ふるいを通るもの重量百分率
10 mm ふるい	100
5 mm ふるい	90~100
2.5 mm ふるい	80~100
1.2 mm ふるい	50~90
0.6 mm ふるい	25~60
0.3 mm ふるい	10~30
0.15mm ふるい	2~10

ふるい分け試験はJIS A 1102によるものとする。

(2) 細骨材の粗粒率が、コンクリートの配合を定めるときに仮定した細骨材の粗粒率にくらべて、0.20以上の変化を示したときは、配合をかえなければその細骨材を用いてはならない。

##### 12条 有害物含有量の限度

(1) 有害物含有量の限度は表2の値とする。

表2 有害物含有量の限度(重量百分率)

種類	最大値
粘土塊	1.0
洗い試験で失われるもの	
コンクリートの表面がすりへり作用をうける場合	3.0*
その他の場合	5.0*
0.3mm ふるいにとどまる材料で比重2.0の液体に浮くもの	0.5

\* 砂砂の場合で洗い試験で失われるものが碎石粉であり、粘土、シルト、等を含まないときは、最大値をおのの5%および7%にしてよい。

表2に示していない種類の有害物については、責任技術者の指示をうけなければならない。

粘土塊の試験は 土木学会規準「骨材中に含まれる粘土塊量の 試験方法」に、洗い試験は JIS A 1103 によるものとする。

#### (2) 有機不純物

(a) 天然砂に含まれる有機不純物は JIS A 1105 によって試験するものとする。この場合、砂の上部における溶液の色合いは、標準色よりもうすくなければならない。

(b) 砂の上部における溶液の色合いが 標準色より こい場合でも、その砂でつくったモルタル供試体の圧縮強度が、その砂を水酸化ナトリウムの 3% 溶液で洗い、さらに水で十分に洗って用いたモルタル供試体の圧縮強度の 95% 以上であれば、その砂を責任技術者の承認を得て用いてよい。

試験時のモルタル供試体の材令は、普通ポルトランドセメントおよび中庸熱ポルトランドセメントの場合は 7 日 および 28 日、早強ポルトランドセメントの場合は 3 日 および 7 日とする。モルタルの圧縮強度試験は土木学会規準「モルタルの圧縮強度試験による砂の試験方法」によるものとする。

#### 13条 耐久性

(1) 硫酸ナトリウムによる安定性試験を行なった場合、操作を 5 回繰り返したときの細骨材の損失重量の限度は、一般に 10% とする。安定性試験は JIS A 1122 によるものとする。

(2) 損失重量が(1)に示した限度をこえた細骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが予期される気象作用にたいして満足な耐久性を示した実例がある場合には、責任技術者の承認を得て、これを用いてよい。

(3) 損失重量が(1)に示した限度をこえた細骨材は、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から責任技術者が満足なものであると認めた場合には、これを用いてよい。

(4) 気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、この条(1), (2)および(3)について考えなくてもよい。

#### 4節 粗骨材

#### 14条 総則

粗骨材は 清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度をもち、うすい石片、細長い石片、有機物、等の有害量を含んでいてはならない。とくに耐火性を必要とする場合には、耐火的な粗骨材を用いなければならぬ。

#### 15条 粒度

粗骨材は 大小粒が適度に混合しているもので、その粒度は表3の範囲を標準とする。

ふるい分け試験は JIS A 1102 によるものとする。

表3 粗骨材の粒度の標準

粗骨材 の大きさ(mm)	ふるいの呼び 寸法(mm)											
	100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5
50~5	—	—	100	95~100	—	—	35~70	—	10~30	—	0~10	—
40~5	—	—	—	100	95~100	—	—	35~70	—	10~30	0~5	—
30~5	—	—	—	—	100	95~100	—	40~75	—	10~35	0~10	0~5
25~5	—	—	—	—	—	100	90~100	—	25~60	—	0~10	0~5
20~5	—	—	—	—	—	—	100	90~100	—	20~55	0~10	0~5
15~5	—	—	—	—	—	—	—	100	90~100	40~70	0~15	0~5
50~25	—	—	100	90~100	35~70	—	0~15	—	0~5	—	—	—
40~20	—	—	—	100	90~100	—	20~55	0~15	—	0~5	—	—
30~15	—	—	—	—	100	90~100	—	20~55	0~15	0~10	—	—

#### 16条 有害物含有量の限度

有害物含有量の限度は表4の値とする。

表4 有害物含有量の限度(重量百分率)

種類	最大値
粘土塊	0.25
やわらかい石片	5.0
洗い試験で失われるもの	1.0*
比重 2.0 の液体に浮くもの	1.0

\* 砕石の場合で、洗い試験で失われるものが砕石粉であるときは、最大値を 1.5% にしてよい。

表4に示していない種類の有害物については、責任技術者の指示をうけなければならない。

粘土塊試験は 土木学会規準「骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法」に、洗い試験は JIS A 1103 に、やわらかい石片の試験は JIS A 1126 によるものとする。

#### 17条 耐久性

(1) 硫酸ナトリウムによる安定性試験を行なった場合、操作を5回繰り返したときの粗骨材の損失重量の限度は、一般に12%とする。安定性試験は JIS A 1122 によるものとする。

(2) 損失重量が(1)に示した限度をこえた粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが予期される気象作用にたいして満足な耐久性を示した実例がある場合には、責任技術者の承認を得てこれを用いてよい。

(3) 損失重量が(1)に示した限度をこえた粗骨材は、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から責任技術者が満足なものであると認めた場合には、これを用いてよい。

(4) 気象作用をうけない構造物に用いる粗骨材は、この条(1), (2)および(3)について考えなくてもよい。

#### 5節 混和材料

#### 18条 総則

混和材料の選定および使用方法については、責任技術者の指示をうけなければならない。

#### 19条 混和材

(1) 混和材として用いられるフライアッシュは、JIS A 6201 に適合したもので、とくに品質のばらつきの少ないものでなければならない。

(2) この条(1)以外の混和材は、十分な調査、試験をして、その適否を定めなければならない。

#### 20条 混和剤

(1) 混和剤として用いられるAE剤および減水剤は、それぞれ土木学会規準「AE剤規格(案)」および「減水剤規格(案)」に適合したものでなければならない。

(2) AE剤および減水剤以外の混和剤は、十分な調査、試験をして、

その適否を定めなければならない。

#### 6節 鉄筋

#### 21条 鉄筋

(1) 鉄筋は JIS G 3112 に適合したものでなければならない。

(2) 前項に示していない鉄筋を用いる場合には、責任技術者の承認を得なければならない。この場合、試験を行ない、171条に準じて、適當な許容応力度を定めなければならない。

#### 7節 材料の貯蔵

#### 22条 セメントの貯蔵

(1) セメントは防湿的な倉庫またはサイロに通風を避けて貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。

(2) 袋詰めセメントは、地上30cm以上の床の上に積み重ね、検査や搬出に便利なように配置して貯蔵しなければならない。

(3) 袋詰めセメントは、13袋以上積み重ねてはならない。

(4) ばらのままセメントを貯蔵する場合は、底にたまつて出ない部分ができるないようにしなければならない。

(5) 貯蔵中にできたセメントのかたまりは、これを工事に用いてはならない。

(6) 3ヵ月以上倉庫に貯蔵した袋詰めセメントまたは湿氣をうけた疑いのあるセメントは、これを用いるまえに試験をしなければならない。このセメントの使用については、責任技術者の指示をうけなければならない。

#### 23条 骨材の貯蔵

(1) 細粗骨材はべつべつに貯蔵し、ごみ、雑物、等の混入を防がなければならない。特別の場合で粗骨材の最大寸法が60mm以上のときは適當なふるいで大小2種にふるい分け、べつべつに貯蔵しておくのがよい。

(2) 骨材は、表面水がなるべく一様となるよう、適当にこれを貯蔵しなければならない。

(3) 粗骨材を取り扱うときは、大小粒が分離しないようにしなければならない。

(4) 骨材は冰雪の混入または凍結を防ぐため、適當な施設をしてこ

れを貯蔵しなければならない。

(5) 骨材は 暑中においては、日光の直射を避けるため、適当な施設をして、これを貯蔵しなければならない。

## 24条 混合材料の貯蔵

(1) 混合材は なるべく防湿的な倉庫、サイロ、等に貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。

(2) ポゾランは 一般に比重が小さく 飛散しやすいものであるから、その取扱いに注意しなければならない。

(3) 混和剤は、ごみ その他の不純物の混入しないよう、粉末状の混和剤は吸湿したり固まったりしないよう、液状の混和剤は分離したり 変質したり しないように、これを貯蔵しなければならない。

(4) 混合材料に異状を認めたときは、これを用いるまえに試験をしなければならない。試験の結果、所定の性質が得られない場合には、その混合材料を用いてはならない。

## 25条 鉄筋の貯蔵

鉄筋は 直接地上におくことを避け、倉庫内に または 適当なおおいをして、貯蔵しなければならない。

# 4章 配 合

## 26条 総 則

コンクリートの配合は、所要の強度、耐久性、水密性 および 作業に適するワーカビリチーをもつ範囲内で、単位水量をできるだけ少なくするよう、これを定めなければならない。

## 27条 配合強度

(1) コンクリートの配合強度は、設計基準強度、現場におけるコンクリートの品質のばらつき および 構造物の重要度を 考えて定めなければならない。

(2) コンクリートの配合強度  $\sigma_r$  は、現場におけるコンクリートの圧縮強度の試験値がつぎの条件を満足するよう、これを定める。

(a) 試験値は 設計基準強度  $\sigma_{ck}$  の 80 % を  $p_a$  以上の確率で下がらなければならぬ。

(b) 試験値は 設計基準強度  $\sigma_{ck}$  を  $p_b$  以上の確率で下がらなければならぬ。

ここに、 $p_a$  および  $p_b$  は、一般的の場合 それぞれ 1/20 および 1/4 とする。特別な場合には、構造物の重要度に応じて、これより小さい値をとる。

## 28条 単位水量

単位水量は、作業ができる範囲内で できるだけ少なくなるよう、試験によって これを定めなければならない。

## 29条 単位セメント量

単位セメント量は、単位水量と水セメント比とから、これを定める。

## 30条 水セメント比

水セメント比は、コンクリートの所要の強度 ならびに 耐久性を考えて定めなければならない。水密であることを必要とする構造物では、さらにコンクリートの水密性についても考えなければならない。

(1) コンクリートの圧縮強度をもととして水セメント比  $W/C$  を定める場合

(a) 圧縮強度と水セメント比との関係は、試験によって これを定めなければならない。このとき、つぎの順序によるものとする。

(i) 適当と思われる範囲内で 3種以上の異なるセメント水比  $C/W$  を用いたコンクリートについて試験し、 $C/W-\sigma_{28}$  線をつくる。

ここに  $\sigma_{28}$  は、材令 28 日におけるコンクリートの圧縮強度である。各  $C/W$  にたいする  $\sigma_{28}$  の値は、2 パッチ以上のコンクリートからつくった供試体における  $\sigma_{28}$  の平均値をとる。各パッチからつくる供試体の数は 2 個以上とする。AE コンクリートの場合は 前記の供試体は 所要の空気量のコンクリートでつくるものとする。

(ii) 配合に用いる水セメント比  $W/C$  は、前記の  $C/W-\sigma_{28}$  線において、配合強度  $\sigma_r$  に相当する  $C/W$  の値の逆数とする。この  $\sigma_r$  は 設計基準強度  $\sigma_{ck}$  に適当な係数をかけて割り増したものとする。

この係数は 現場において予想される コンクリートの 圧縮強度の試験値の変動係数に応じて、試験値が 27 条(2) の条件を満足するように責任技術者が 定めるものとし、一般に図 1 の 曲線より求めた 値以上とする。

(b) やむをえず試験をしない場合には、普通ポルトランドセメントでつくるコンクリートで、混和材料を用いないときの  $C/W$  と  $\sigma_{28}$  との関係としてつぎの式を用いてよい。

$$\sigma_{28} = -210 + 215 C/W$$

(2) コンクリートの耐久性をもととして水セメント比を定める場合には、ポルトランドセメントを用いる場合、その値は表 5 の値以下でなければならない。

(3) コンクリートの水密性をもととして水セメント比を定める場合には、91 条によらなければならぬ。

### 31条 粗骨材の最大寸法

粗骨材の最大寸法は、50 mm 以下で、部材最小寸法の 1/5 または 鉄筋の最小純間隔の 3/4 をこえてはならない。

粗骨材の最大寸法は、一般の場合は 25 mm、断面の大きい場合は 40 mm を大体の標準とする。

### 32条 コンシスティンシー

コンクリートのコンシスティンシーは、作業に適する範囲内でできるだけ小さいスランプのものでなければならない。

振動機を用いる場合のスランプは、一般の場合は 5 ~ 12.5 cm、断面の大きい場合は 2.5 ~ 10 cm を大体の標準とする。振動機を用いない場合には一般に上記の値よりもいくぶん大きいスランプの値を用いてよい。

コンクリートのスランプ試験は JIS A 1101 によるものとする。

### 33条 細骨材率

細骨材率は、所要のワーカビリチーが得られる範囲内で、単位水量が最小になるよう、試験によってこれを定めなければならない。

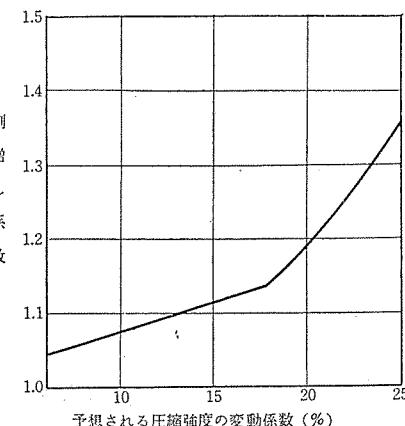


図 1 配合の設計に用いる割増し係数の標準

表 5 ゴンクリートの耐久性をもととして水セメント比を定める場合の最大の水セメント比 (%)

構造物の種類 または 位置	断面	気象条件		気象作用がはげしい場合*, 凍結融解がしばしば繰り返される場合*			気象作用がはげしくない場合、氷点下の気温となることがまれな場合		
		薄い場合	普通の場合	薄い場合	普通の場合	厚い場合	薄い場合	普通の場合	厚い場合
(1) 水面付近でたえず水にひたってはいないが、水で飽和されているか、もしくはときに飽和される部分	海水	45	50	55	45	50	55	55	55
	淡水	50	55	60	50	55	60	60	60
(2) 水面から離れているが、しばしば水にぬれる部分	海水	50	55	55	50	60	65	65	65
	淡水	55	60	60	55	65	65	65	65
(3) 普通の露出状態の構造物、建築物および橋の部分で(1)および(2)のいずれにも属しない場合		55	60	65	55	65	65	65	65
	海水	55	60	65	55	60	65	65	65
(4) たえず完全に水中にある部分	海水	55	60	65	55	60	65	65	65
	淡水	60	65	65	60	65	65	65	65

\* これらの場合には AE コンクリートを用いるのを原則とする。

特別の場合

- (a) 0.2% 以上の硫酸塩を含む土や地下水に接するコンクリートまたは塩類にさらされるコンクリートにたいしては、水セメント比は 45% をこえてはならない。
- (b) 建築物の内部および完全に地下に埋設された構造物のように気象作用をうけないコンクリートにたいしては、水セメント比はコンクリートの耐久性から定める必要はない。

### 34条 AE コンクリートの空気量

(1) AE コンクリートの空気量は、粗骨材の最大寸法 その他に応じてコンクリート容積の 2 ~ 6 % とする。

(2) AE コンクリートの空気量試験は JIS A 1116 (重量方法), JIS A 1117 (水柱圧力方法), JIS A 1118 (容積方法), JIS A 1128 (空気室圧力方法), 等によるものとする。

### 35条 混和材料の単位量

(1) 単位 AE 効果量は 所要の空気量が得られるように 試験によってこれを定めなければならない。

(2) AE 効果以外の混和材料の単位量は 責任技術者の指示によってこれを定めなければならない。

### 36条 配合の表わし方

(1) 配合の表わし方は、一般に表 6 によるものとする。

表 6 配合の表わし方

粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ 範囲 (cm)	空気量 の範囲 (%)	水セメント比 W/C (%)	細骨材率 s/a (%)	単位量 (kg/m <sup>3</sup> )						
					水 W	セメント C	細骨材 S	粗骨材 G	混和材 M	混和材 M	

注：混和剤の使用量は、cc または g で表わし、うすめたりとかしたりしないものを示すものとする。

(2) 示方配合は、細骨材は 5 mm ふるいを全部通るもの、粗骨材は 5 mm ふるいに全部とどまるものであって、ともに表面乾燥飽水状態であるとしてこれを示す。

(3) 示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5 mm ふるいにとどまる細骨材の量、5 mm ふるいを通る粗骨材の量、等を考えなければならない。

(4) 小工事 または 重要でない工事の場合、骨材量は容積で表わしてもよい。この場合、骨材の容積は JIS A 1104 に規定する方法で試験したものとする。示方配合を現場配合に直す場合には、砂のふくらみ その他を考えなければならない。

## 5章 練りませ

### 37条 材料の計量

(1) 材料の計量前に、示方配合を現場配合に直さなければならない。骨材の表面水量の試験は、JIS A 1111 または 責任技術者の指示する方法によらなければならない。骨材が乾燥している場合の有効吸水量の試験は、責任

技術者の指示する方法によらなければならない。

(2) 1 練りの量は、責任技術者の指示によってこれを定めなければならない。

(3) 各材料は、1 練り分づつ重量で計量しなければならない。ただし、水 および 混和剤溶液は、容積で計量してもよい。

(4) セメント、骨材 および 混和材の計量の誤差は、1 回計量分量の 3% 以内でなければならない。

(5) 水 および 混和剤溶液の計量の誤差は、1 回計量分量の 1% 以内でなければならない。

(6) 計量装置は定期的に検査しなければならない。

(7) 小工事 または 重要でない工事の場合、配合が容積で表わしてあるときは、骨材は容積で計量してもよい。この場合、細骨材の表面水によるふくらみについて考えなければならない。

### 38条 機械練り

(1) コンクリートの練りませには、バッチ ミキサ を用いなければならない。

(2) 材料をミキサに投入するには、全部の材料を同時に均等に投入するのを原則とする。ただし 水は他の材料より少し早く入れ始めて その速度を一定にたまち、他の材料を入れ終ったのち 少したって入れ終るようにする。

(3) コンクリートの材料は、練り上がりコンクリートがプラスチックで均等質となるまで十分にこれを練りませなければならない。

(4) 練りませ時間は 試験によって定めるのを原則とする。

練りませ時間は、ミキサ内に材料を全部投入したのち、重力式ミキサを用いる場合 1 分 30 秒以上、強制練りミキサを用いる場合 1 分以上とするのを標準とする。

(5) 練りませ時間が(4)に示した所要時間の 3 倍以上になった場合は、いったん ミキサの運転をとめなければならない。

(6) ミキサ内のコンクリートを全部取り出したのちでなければ、ミキサ内にあらたに材料を投入してはならない。

(7) ミキサは、使用の前後に、十分これを清掃しなければならない。

### 39条 手練り

(1) 小工事 または 重要でない工事で、責任技術者の承認を得た場合に限り、手練りによることができる。

(2) 手練りは 水密性の練り台の上で これを行なわなければならぬ。練りまぜは、色合いが一様で、プラスチックで均等質となるまで、これを統けなければならない。

#### 40条 練返し

コンクリートは、固まり始めた場合、これを練り返しても 用いてはならない。

#### 41条 レデー ミクスト コンクリート

(1) レデー ミクスト コンクリートを用いる場合には、JIS A 5308 によらなければならない。

(2) レデー ミクスト コンクリートを用いる場合には、コンクリートの打込みが円滑に行なわれるよう、受取り時期 その他について製造者と打ち合わせをしなければならない。

(3) レデー ミクスト コンクリートは、すでに打込んだコンクリートに害を与えないように、これを運搬しなければならない。

(4) レデー ミクスト コンクリートの荷おろしの場所 および 方法は、責任技術者の指示によらなければならない。荷おろしは 材料の分離のおこらないよう行なわなければならない。

### 6章 コンクリート打ち および 養生

#### 1節 コンクリート打ち

##### 42条 準備

(1) コンクリート打ちを始めるまえに、打つ場所、鉄筋の配置、運搬装置、打込みの順序と方法、締固めの方法、等について責任技術者の承認を得なければならない。

(2) コンクリート打ちを始めるまえに、運搬装置の内部についているコンクリート および 雑物は、これを除かなければならない。

(3) 打込みのまえに、打つ場所を清掃し、すべての雑物を除き、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。

(4) コンクリートを打つには、まず、コンクリートの中の モルタルと同程度の配合の モルタル を敷くものとする。

(5) 根掘り内の水は、打込みのまえに これを除かなければならない。また、根掘り内に流入する水が新しく打ったコンクリートを洗わないように、適当な方法で この水を除かなければならない。

##### 43条 取扱い

(1) コンクリートの作業区画 および 一作業区画内にコンクリートを打ち込む順序は、責任技術者の指示に従って、これを定めなければならない。

(2) コンクリートは、材料の分離 および 損失を防ぐことができる方法で、すみやかに運搬し、ただちに打ち込まなければならない。特別の事情でただちに打ち込むことができない場合でも、練りませてから 打ち終わるまでの時間は、温暖で乾燥しているときで1時間、低温で湿潤なときでも2時間をこえてはならない。この時間中コンクリートは、日光、風雨、等にたいして保護し、相当な時間がたったものは、打ち込むまえに水を加えないでこれを練り直さなければならない。少しでも固まったコンクリートは、これを用いてはならない。

(3) どんな運搬方法によるにしても、打ち込んだコンクリートは、所要の品質のものでなければならない。

(4) コンクリートは、型わく内に入れたのち再び移動させる必要がないように、これを打ち込まなければならない。

(5) コンクリートの運搬 または 打込み中に材料の分離を認めたときには、練り直して均等質な コンクリートにしなければならない。

(6) 分離した粗骨材は、やわらかい コンクリートの中に これを埋め込まなければならない。

(7) コンクリートは、その表面が一区画内で ほぼ水平となるように、これを打たなければならない。コンクリートを打ち込むときの一層の高さについては、責任技術者の指示に従うものとする。

(8) 型わくの高さが大きい場合には、材料の分離を防ぐため、打ち込んでいる層の上部にある鉄筋 および 型わくにコンクリートが付着、硬化するのを防ぐため、型わくに投入口を設けるか、または、適当な方法でコンクリートを打たなければならない。コンクリートの投げおろしの高さについては、責任技術者の承認を得なければならない。

(9) 打込み および 締固めのさい、コンクリートの上面に上昇してくる水ができるだけ少なくするよう、配合 および 打上り速度を調整しなければならない。

(10) 柱の場合には、管を用いるか、または その他適当な方法で柱断面の中央部にだけコンクリートを打ち、その打上がり速度は 30 分につき高さ 1m を標準とする。

(11) コンクリートの打込み中、表面に浮かび出た水は、適当な方法でこれを除いたのちでなければ、その上にコンクリートを打ってはならない。

(12) 一作業区画内のコンクリートは、打込みを完了するまで連続して打了なければならない。

#### 44条 バケット

コンクリートを運搬するには、なるべく バケットを用いるのがよい。

#### 45条 運搬車

(1) 手押車 または トロッコを用いる場合には、コンクリートの運搬中に材料の分離が おこらないように、平らな運搬路を設けなければならない。

(2) 自動車を用いる場合には、荷おろしが容易なものでなければならぬ。運搬距離が長いときには、アジテーターをつけた自動車を用いなければならない。

#### 46条 ベルトコンベヤー

ベルトコンベヤーを用いる場合、その配置 その他については 責任技術者の指示をうけなければならない。

#### 47条 コンクリートポンプ

コンクリートポンプを用いる場合、輸送管の配置 その他については 責任技術者の指示をうけなければならない。

#### 48条 コンクリートプレーサー

コンクリートプレーサーを用いる場合、その形式 および 使用方法については 責任技術者の指示をうけなければならない。

#### 49条 縦シート

縦シートは 管を縫ぎ合わせてつくり、自由に曲がるようなものとしなければならない。

#### 50条 斜めシート

(1) 責任技術者の承認を得た場合に限り、斜めシートを用いることが

できる。

(2) シートは 鉄製 または 鉄板張りで、全長にわたってほぼ 一様な傾きをもち、その傾きは、コンクリートが材料の分離をおこさないようなものでなければならない。また、シートの下端とコンクリートの打込み面との距離は 1.5 m 以下とし、シートの吐き口には適当な漏斗管をつけなければならない。シートは その使用の前後に十分に水で洗わなければならない。

#### 51条 締固め

(1) コンクリートは、打込み中 および その直後、十分に これを締め固め、コンクリートが鉄筋の周囲、型わくの すみずみに行きわたるようにしなければならない。コンクリートの行きわたりが困難な箇所では、コンクリート打ちのまえにコンクリート中の モルタル と同程度の配合の モルタル を打つか、または その他適当な方法で コンクリートの行きわたりを確実にしなければならない。締固めには 内部振動機を用いるのを原則とする。

(2) 振動機は 責任技術者の承認したものを使いなければならない。

(3) 内部振動機を用いる場合には、締め固める一層の高さ、振動時間、さし込み間隔、等について、責任技術者の指示をうけなければならない。上層の振動締めをするときは、振動機を下層のコンクリート中に 10 cm くらい さし込まなければならない。振動機はコンクリートからゆっくり これ引き抜き、あとに穴が残らないようにしなければならない。

(4) 突固めのときは、締め固める一層の高さを、かた練りのときで 15 cm 以下、やわ練りのときで 30 cm 以下、とする。

(5) 薄い壁、または 型わくの 構造上内部振動機の使用 または 突固めが困難な場所においては、責任技術者の指示に従い、型わく振動機を用いるか、または 打込み後 ただちに型わくの外側を軽打して、コンクリートの落着きをよくしなければならない。

#### 52条 打ちたし

(1) 下部のコンクリートが いくぶん固まり始めているときに 上部のコンクリートを打ちたす場合には、上部のコンクリートを締め固めるさいに、振動機を下部コンクリート中にさし込み、下部コンクリートが再振動締めをうけるようにしなければならない。

(2) スラブ または はりと 壁 または 柱 とが 単体的に 効らくように設

計されている場合には、壁または柱のコンクリートの収縮および沈下に備えるため、壁または柱のコンクリート打込み後4時間以上、単体的に働くように設計されていない場合でも2時間以上たったあとでなければ、スラブまたははりのコンクリートを打ってはならない。

張り出し部分をもつ構造物の場合は、前記に準じて施工しなければならない。

## 2節 養 生

### 53条 総 則

(1) コンクリートは、打込み後、低温、乾燥および急激な温度変化等による有害な影響をうけないように、十分にこれを養生しなければならない。養生日数については、責任技術者の指示をうけなければならない。

(2) コンクリートは、硬化中に振動、衝撃および荷重を加えないように、これを保護しなければならない。

### 54条 湿潤養生

(1) コンクリートの露出面は、むしろ、布、砂、等をぬらしたものでこれをおおうか、または散水して、打込み後少なくとも7日間常に湿潤状態に保たなければならない。ただし、早強ポルトランドセメントを用いる場合には、少なくとも3日間湿潤状態に保たなければならない。

(2) せき板が乾燥するおそれのあるときは、これに散水しなければならない。

## 3節 継 目

### 55条 総 則

設計または施工計画で定められた継目の位置および構造は、これを厳守しなければならない。

### 56条 打 継 目

(1) 設計または施工計画で定められていない打継目を設ける場合には、責任技術者の指示をうけ、構造物の強度および外観を害しないように、その位置、方向および施工方法を定めなければならない。

(2) 必要のある場合には、ほぞまたはみぞをつくるか、打継目に適当に鋼材をさし込むかしなければならない。

## 57条 打継目の施工

### (1) 水平打継目

硬化したコンクリートに新コンクリートを打ち継ぐ場合には、その打込みのまえに、型わくを締め直し、硬化したコンクリートの表面を責任技術者の指示に従って処理し、ゆるんだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、雑物、等を完全に除き、十分に吸水させなければならない。

つぎに旧コンクリートの面にセメントペーストまたはコンクリート中のモルタルと同程度の配合のモルタルを塗りつけ、ただちにコンクリートを打ち、旧コンクリートと密着するように締め固めなければならない。

### (2) 鉛直打継目

(a) 鉛直打継目の施工に当たり、旧コンクリートの打継ぎ面は、その表皮を除去するか、あるいは、これを粗にして、十分に吸水させたのち、セメントペースト、モルタル、等を塗るか、または責任技術者の指示に従って処理したのち、打継ぎ面に新コンクリートを打ち継がなければならない。

(b) 新コンクリートの打継ぎにあたっては、振動機を用いるか、または適當な器具でスページングをして、新旧コンクリートを十分に密着させなければならない。

なお新コンクリートの打継ぎ後適當な時期に、なるべく再振動締固めを行なうのがよい。

### 58条 柱の打継目

柱の水平な打継目は、柱と床組みとの境の付近に設けるのがよい。ハンチおよびカラムキャピタルは、床組みの一部と考え、床組みと連続してコンクリートを打たなければならない。

### 59条 床組みの打継目

床組みにおける打継目はスラブまたははりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、はりがそのスパンの中央で小ばかりと交わる場合には、小ばかりの幅の約2倍の距離を隔ててはりの打継目を設け、責任技術者の指示に従い、打継目を通る斜めの引張鉄筋を用い、せん断力にたいして補強しなければならない。

### 60条 アーチの打継目

アーチの打継目は、アーチ軸に直角となるように、これを設けなければならない。

らない。

(2) アーチの幅が広いときは、責任技術者の指示に従って、スパン方向の鉛直打継目を設けてよい。

#### 61条 伸縮継目

伸縮継目では、鉄筋を連続させないで、構造物の相接する両部を絶縁しなければならない。伸縮継目には、必要に応じて責任技術者の承認した目地材を入れなければならない。

## 7章 鉄 筋 工

#### 62条 鉄筋の加工

(1) 鉄筋は 設計図に示された形状 および 寸法に正しく一致するよう に、材質を害しない方法で、加工しなければならない。

(2) 設計図に鉄筋の曲げ半径が示されていないときには、124条に従って鉄筋を曲げなければならない。

(3) 鉄筋は常温で加工するのを原則とする。やむをえず これを熱して加工するときには、その全作業について 責任技術者の 承認を得なければならぬ。

(4) 加工によって まっすぐにすることのできないような鉄筋は、これを用いてはならない。

#### 63条 鉄筋の組立て

(1) 鉄筋は 組み立てるまえに これを清掃し、浮きさび その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならぬ。

(2) 鉄筋は 正しい位置に これを配置し、コンクリートを打つときに動かないよう 十分堅固に組み立てなければならない。このため、必要に応じ組立用鉄筋を用いなければならない。

また、鉄筋の交点の要所は、直径 0.9 mm 以上の焼鈍鉄線 または 適当なクリップで緊結しなければならない。

(3) 鉄筋とせき板との間隔は、つり金物、モルタル塊、鉄座、等で正しく保たなければならない。

(4) 鉄筋の組立てが終ったのち、かならず検査しなければならない。

(5) 鉄筋は 組み立ててから 長時日たったときには、コンクリート打ちのまえに、再び組立ての検査をし、これを清掃しなければならない。

#### 64条 鉄筋の継手

(1) 設計図に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置および 方法は 126条に従ってこれを定め、責任技術者の承認を得なければならない。

(2) 鉄筋の重ね継手は、所定の長さを重ね合わせて 直径 0.9 mm 以上 の焼鈍鉄線で数箇所 緊結しなければならない。

(3) 鉄筋の継手に 溶接継手を用いる場合は、鉄筋の種類、直径 および 施工箇所に応じ、最も適当な施工方法を選んで行なわなければならない。

(4) 将来の継ぎたしのために 構造物から 露出しておく鉄筋は、損傷、腐食、等をうけないように、これを保護しなければならない。

## 8章 型わく および 支保工

#### 1節 総 則

#### 65条 一 般

型わく および 支保工は、完成したコンクリート構造物の位置、形状 および 寸法が正確に確保され、満足なコンクリートが得られるように、これを設計施工しなければならない。

#### 66条 荷 重

(1) 型わく および 支保工の設計には、工事中にうける鉛直方向の荷重、横方向の荷重 および コンクリートの側圧を考えなければならない。

(2) 鉛直方向の荷重としては、型わく、支保工、コンクリート、作業員、施工機械器具、仮設備、等の重量 および 衝撃を考える。

(3) 横方向の荷重としては、作業時の振動、施工誤差、等に起因する横方向力のほか、大きい風圧、流水圧、等を考える。

(4) コンクリートの側圧は、施工条件を考慮して定めなければならない。

#### 67条 材 料

型わく および 支保工の使用材料は、一般に 責任技術者の承認をうけた

ものでなければならない。

## 2節 設 計

### 68条 型わくの設計

- (1) 型わくの形状 および 位置を正確に保つため、適當な施設をしなければならない。
- (2) 型わくは 容易に組立て および 取りはずしができ、せき板 または パネルの縦目は一般に鉛直 または 水平とし、モルタルの もれい構造としなければならない。
- (3) とくに指定のない場合でも、コンクリートの かど に面取りができる構造としなければならない。
- (4) 必要のある場合には、型わくの清掃、検査 および コンクリート打ちに便利なように、適當な位置に一時的開口を設けなければならない。
- (5) 重要な構造物の型わくについては、設計図を作成し、責任技術者の承認をうけなければならない。

### 69条 支保工の設計

- (1) 支保工は、適切な形式を選び、そのうける荷重を適當な方法で確実に基礎に伝えなければならない。
- (2) 支保工は、組立て および 取りはずしに便利な構造で、その継手や接続部は 荷重を確実に伝えられるものでなければならない。
- (3) 支保工の基礎は、過度の沈下や 不等沈下など を生じないようにしなければならない。
- (4) 重要な構造物の支保工については、設計図を作成し、責任技術者の承認をうけなければならない。

## 3節 施 工

### 70条 型わくの施工

- (1) 型わくを締めつけるには、ボルト または 棒鋼を用いる。これらの締めつけ材は、型わくを取りはずしたのち、コンクリート表面に残しておいてはならない。
- (2) せき板内面には、はく離剤を塗布しなければならない。

### 71条 支保工の施工

- (1) 支保工は 十分な強度と安定性をもつよう組み立てなければならない。
- (2) 支保工には 必要に応じて適當な上げこしをつけなければならない。

### 72条 型わく および 支保工の検査

- (1) 型わく および 支保工は、コンクリート打込みのまえに、責任技術者の検査をうけなければならない。
- (2) 型わく および 支保工は、コンクリート打込み中に、その状態を検査しなければならない。

## 4節 型わく および 支保工の取りはずし

### 73条 型わく および 支保工の取りはずし

- (1) 型わく および 支保工は、コンクリートがその自重 および 施工中に加わる荷重をうけるのに必要な強度に達するまで、これを取りはずしてはならない。
- (2) 型わく および 支保工の取りはずしは、構造物に害を与えないよう、できるだけ静かに これを行なわなければならない。
- (3) 型わく および 支保工の取りはずしの時期 および 順序については、責任技術者の承認を得なければならない。

### 74条 型わく および 支保工 取りはずしの順序

- (1) 型わくは、一般に、全体を同時に取りはずさないで、比較的荷重をうけない部分をまず取りはずし、そのうち 残りの 重要な部分を取りはずさなければならない。
- (2) 鉛直部材の型わくは、一般に、水平部材の型わくよりも早く これを取りはずすのを原則とする。
- (3) はりの両側面の型わくは、底板よりも早く これを取りはずしてもよい。

### 75条 型わく および 支保工 取りはずしの時期

- (1) 型わく および 支保工を取りはずす時期は、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類と その重要程度、部材の大きさ および 種類、部材のうける荷重、気温、天候、風通し、等を考えて、慎重にこれを定めなければならない。
- (2) 固定ばり、ラーメン、アーチ、等ではコンクリートのクリープを利用

用し構造物にひびわれのでののを少なくするために、構造物のコンクリートが自重および施工中に加わる荷重をうけるのに必要な強度に達したとき、なるべく早く型わくおよび支保工を取りはずすのがよい。

(3) 部材の自重および施工中に加わる荷重をうける支柱は、これがささえる部材が自重および荷重を安全にうけることができる強度に達するまで、これを取りはずしてはならない。

#### 5節 特殊な型わくおよび支保工

##### 76条 特殊な型わくおよび支保工

特殊な型わくおよび支保工の使用に当たっては、責任技術者の指示をうけなければならない。

## 9章 表面仕上げ

##### 77条 一般

露出面で一様な外観を得ようとする場合には、材料、配合、コンクリート打ちの方法、等を変えないようにし、打継目および伸縮継目の間のコンクリートを連続して打ち込むように、とくに注意しなければならない。

##### 78条 せき板に接する面

(1) 露出面となるコンクリートは、完全なモルタルの表面が得られるよう打ち込み、締め固めなければならない。

(2) コンクリート表面にできた突起、すじ、等はこれを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所、等は、その不完全な部分を取り除いて水でぬらしたのち、適当な配合のコンクリートまたはモルタルのパッチングをして平らに仕上げなければならない。

##### 79条 せき板に接しない面

(1) 締固めを終りほぼ所定の高さおよび形にならしたコンクリートの上面は、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理したのちでなければ、これを仕上げてはならない。仕上げには木ごてを用いるものとする。

仕上げ作業は過度にならないように注意しなければならない。

(2) なめらかで密実な表面を必要とする場合には、作業が可能な範囲で

できるだけおそい時期に、かなごで強い力を加えてコンクリート上面を仕上げなければならない。

##### 80条 すりへりをうける面の仕上げ

(1) すりへりをうける面の場合には、水セメント比およびスランプの小さいコンクリートを入念に締め固めて平らに仕上げたのち、責任技術者の指示に従って養生期間をとくに延長しなければならない。

(2) すりへりにたいする抵抗をとくに大きくする目的で特殊な仕上げを行なう場合には、責任技術者の指示に従わなければならない。

##### 81条 特殊な仕上げ

単体仕上げ、みがき出し仕上げ、洗い出し仕上げ、砂吹付け仕上げ、工具仕上げ、浮き砂仕上げ、モルタル塗り仕上げ、テラゾー仕上げ、モルタル吹付けによる仕上げ、等の特殊な仕上げを行なう場合には責任技術者の指示に従わなければならない。

## 10章 寒中コンクリート

##### 82条 一般

(1) 寒中コンクリートにはAEコンクリートを用いるのがよい。

(2) コンクリートの単位水量は、コンクリートが凍結するおそれおよび凍害を少なくするため、できるだけ少なくしなければならない。

(3) コンクリートの温度は、打込みのとき10°C以上でなければならない。

##### 83条 材料

(1) セメントはポルトランドセメントを用いるのを標準とする。

(2) 凍結しているかまたは氷雪の混入している骨材は、そのままこれを用いてはならない。

(3) 水および骨材を熱する装置、方法、温度、等については、責任技術者の承認を得なければならない。

(4) セメントは、どんな場合でも直接にこれを熱してはならない。

(5) 寒中コンクリートにおいて、コンクリートの硬化を促進する目的で塩化カルシウムその他の薬品を用いるときは責任技術者の承認を得なければならない。

(6) コンクリートの凍結温度を下げるため、食塩 その他の薬品を用いてはならない。

#### 84条 練りませ および コンクリート打ち

(1) コンクリートの練りませ、運搬 および 打込みは、熱量の損失をなるべく少くするように、これを行なわなければならない。

(2) 熱した材料を ミキサ に投入する順序は、セメントが急結を起こさないようにこれを定めなければならない。

(3) コンクリートの打込みのときに、鉄筋、型わく、等に氷雪が付着してはならない。地盤が凍結している場合は、これをとかしたのちにコンクリートを打たなければならない。

(4) 打継目の旧コンクリートが凍結している場合には、適当な方法でこれをとかし、57条の方法でコンクリートを打ち継がなければならない。

#### 85条 養 生

(1) コンクリートは打込み後、凍結しないように十分に保護し、とくに風を防がなければならない。保護方法については責任技術者の承認を得なければならない。

セメント重量の 1% 程度の塩化カルシウムを加えてつくった AE コンクリートを用いた場合、コンクリートは打込み後 少なくとも 3 日間、コンクリートの温度を約 10°C に保つのを標準とする。こののち 3 日間はコンクリートの温度を 0°C 以上に保たなければならない。

早強ポルトランドセメントを用いるときには、責任技術者の指示に従って上記の日数を減らすことができる。

AE コンクリートを用いない場合 および 塩化カルシウムを加えない場合には、前記の養生期間を相当に延ばさなければならない。

(2) コンクリートに給熱する場合、コンクリートが乾燥したり 局部的に熱せられたりしないよう注意しなければならない。

保温養生 または 給熱養生を終ったのち、コンクリートを急に寒気にさらしてはならない。

#### 86条 凍害をうけたコンクリート

凍結によって害をうけたコンクリートは、これを除かなければならない。

## 11章 暑中コンクリート

#### 87条 材 料

(1) 高温のセメントは、これを用いないように注意しなければならない。

(2) 長時間炎熱にさらされた骨材は、そのままこれを用いてはならない。

(3) 水はできるだけ低温度のものを用いなければならない。

#### 88条 コンクリート打ち

(1) コンクリート打ちを始めるまえに、地盤、基礎、等コンクリートから吸水するおそれのある部分を十分にぬらさなければならない。熱せられた地盤 その他の上に、コンクリートを打ち込んではならない。

(2) コンクリートの温度は、打込みのとき 30°C 以下でなければならぬ。

(3) コンクリートの運搬装置は、運搬中にコンクリートが乾燥したり、熱せられたり しないようなものでなければならない。

(4) 練りませたコンクリートは、1 時間以内になるべく早く打ち込まなければならない。

(5) コンクリートのスランプが減って、打込みが困難な場合には、セメントペーストの量を増さなければならない。

#### 89条 養 生

コンクリートを打ち終るか、または施工を中止したときには、コンクリートをただちに保護しなければならない。コンクリートの表面が湿潤に保たれるように、とくに注意しなければならない。

## 12章 水密を要する鉄筋コンクリート

#### 90条 総 則

(1) 水密を要する鉄筋コンクリートは、その材料、配合、打込み、締固め、養生、等について とくに注意してこれを施工しなければならない。

(2) 水密を要する鉄筋コンクリート構造物では、その継目の水密につい

てとくに注意し、また必要に応じて排水工、防水工、等を施さなければならぬ。

#### 91条 水セメント比

水セメント比は、53%以下を標準とする。

#### 92条 ワーカビリチー

水密を要する鉄筋コンクリートには、とくに作業に適するワーカビリチーのコンクリートを用いなければならない。コンシスティンシーは、振動機または突固めで十分に締め固めることができ、締め固めるときコンクリートの上面に過分の水が出ない程度のものでなければならない。スランプは8cm以下とする。やむをえず振動機を用いない場合は、いくぶん大きいスランプを用いてよい。

#### 93条 混和材料

水密を要する鉄筋コンクリートには、良質の減水剤またはAE剤を用いるのがよい。

防水混和材料を用いるときには、責任技術者の承認を得なければならない。

#### 94条 コンクリート打ち

(1) コンクリートはとくに材料の分離を最小にするよう取り扱い、欠点ができないように十分に締め固めなければならない。

(2) 打継目はなるべくこれを避けなければならない。

(3) 水平打継目

(a) 下部コンクリートの上部が材料の分離によって品質の悪いコンクリートにならないように、とくに注意しなければならない。品質の悪いコンクリートができたときには、その部分を取り除かなければならない。

(b) 下部コンクリートの表面は、十分に湿潤状態に保ち、また、害をうけないように保護しなければならない。

(c) 打継目の施工方法については、57条を厳守しなければならない。

(4) 鉛直打継目

(a) 鉛直打継目を設ける場合には、責任技術者の承認を得なければならない。

(b) 鉛直打継目では、責任技術者の指示に従って、銅板その他の腐食に耐える止水板を用いるものとする。

(c) 鉛直打継目は、57条に従って施工しなければならない。

新旧コンクリートの密着をよくするため再振動締固めを行なうものとする。

#### 95条 養 生

53条および54条に従ってとくに十分に養生し、温潤養生の日数はできるだけ長くしなければならない。

### 13章 海水の作用をうける鉄筋コンクリート

#### 96条 総 則

海水の作用をうける鉄筋コンクリートは、その材料、配合、打込み、締固め、養生、等についてとくに注意してこれを施工しなければならない。

とくに材料は、海水の作用にたいして耐久的なものでなければならない。

#### 97条 水セメント比

海水の作用をうけるコンクリートは、その水セメント比を表5の値以下にしなければならない。

#### 98条 コンクリート打ち

(1) 打継目はできるだけこれをさけなければならない。

(2) 最高潮位から上60cmと最低潮位から下60cmとの間のコンクリートは、原則として連続作業でこれを打たなければならない。

干満差の非常に大きい場合、その他のやむをえない事情で打継目を設けるときは、57条を厳守しなければならない。

(3) コンクリートは少なくとも材令4日になるまで、海水と直接に接触しないように保護しなければならない。

(4) 鉄筋とせき板との間隔を保たせるためには、できるだけつり金具などを用いるのがよい。モルタル塊、鉄座、等を用いる場合にはコンクリート打ちの進行に応じて鉄筋の保持に支障のない範囲でこれを除去しなければならない。

### 14章 試験 および 管理

#### 99条 総 則

均等質で、所要の品質を有する鉄筋コンクリートをつくるため、鉄筋、

コンクリートの材料、機械設備、作業、等を管理しなければならない。

## 1節 試験

### 100条 コンクリートの試験

- (1) 工事開始前に、責任技術者の指示に従って、材料の試験 および コンクリートの配合を定めるための試験を行なわなければならない。
- (2) 工事中、責任技術者の指示により、つぎの試験をしなければならない。

- (a) 骨材の試験
- (b) スランプ試験
- (c) 空気量試験
- (d) コンクリートの圧縮強度試験
- (e) その他の試験

(3) 養生の適否 および 型わく取りはずしの時期を定めるため、あるいは 早期に載荷するときに安全であるかどうかを確かめるため、現場のコンクリートと できるだけ 同じ状態で養生した供試体を用いて 強度を試験しなければならない。この試験の結果、得られた強度が 標準養生を行なった供試体の強度より いちじるしく小さい場合には、責任技術者の指示に従って、現場のコンクリートの養生方法を改めなければならない。

(4) 工事終了後、必要のある場合には、責任技術者の指示により、コンクリートの非破壊試験、構造物から切りとったコンクリート供試体の試験を行なう。

### 101条 鉄筋の試験

#### (1) 品質試験

鉄筋は、これを用いる前に、その品質を確かめるため、責任技術者の指示に従って試験しなければならない。

#### (2) 繰手試験

鉄筋の継手に 溶接継手、機械継手、等を用いる場合には、継手の強度を確かめるため、試験しなければならない。

### 102条 試験方法

責任技術者の指示する場合を除き、試験は JIS に定められた方法によるものとする。

### 103条 報告

試験の結果は すみやかに 責任技術者に報告しなければならない。

## 2節 圧縮強度によるコンクリートの管理

### 104条 圧縮強度によるコンクリートの管理

(1) 圧縮強度によるコンクリートの管理は、一般の場合、供試体の材令 28 日における圧縮強度によって行なう。この場合、供試体は 構造物のコンクリートを代表するように採取しなければならない。

(2) コンクリートの管理に用いる圧縮強度の試験値は、一般の場合、同一パッチからとった供試体 3 個の圧縮強度の平均値とする。

(3) 試験のための試料を採取する時期 および 回数は、責任技術者の指示による。

(4) 試験値によりコンクリートの品質を管理する場合、管理図を用いるのがよい。

### 105条 コンクリートの品質検査

(1) 試験値にもとづいて コンクリートの品質を検査する場合、責任技術者の指示により、得られた全部の試験値 および 一部の連続する試験値を 1組として検査しなければならない。

(2) 圧縮強度の試験値が、一般の場合、 $0.8 \sigma_{ck}$  を  $1/20$  以上の確率で下らないこと、および  $\sigma_{ck}$  を  $1/4$  以上の確率で下らないこと、を適当な危険率で推定できれば、コンクリートは所要の品質を有していると考えてよい。

この場合の危険率は 責任技術者が定めるものとする。

(3) 検査の結果、コンクリートの品質が適当でない場合は、責任技術者の指示により、配合の修正、機械設備の性能検査、作業方法の改善、等の適切な処置をとるとともに、構造物に打ち込まれているコンクリートが所要の目的を達しうるかどうかを確かめ、必要に応じて適当な処置を講じなければならない。

## 3節 構造物の検査 および 試験

### 106条 構造物の検査

コンクリート構造物の完成後、責任技術者の指示に従って、構造物の検査をしなければならない。

**107条 載荷試験**

- (1) 載荷試験は、責任技術者がその必要を認めた場合に限って、これを行なうものとする。
- (2) 載荷試験は、コンクリートの最終打込み後 45 日以上たってから、これを行なうことを原則とする。
- (3) 試験の方法は、その目的に適合するようにこれを定めなければならぬ。この場合、載荷方法、荷重の大きさ、等は、部材に危険な影響を与えないように、これを定める。
- (4) 載荷中 および 載荷後、たわみ、ひずみ度、等が 設計において考慮した値にたいして異常でないかどうかを確かめなければならない。
- (5) 試験の結果、構造物の強度、耐久性、等にうたがいのある場合には、責任技術者の指示により、構造物を補強するなどの適当な処置を講じなければならない。

**15章 工事記録****108条 工事記録**

責任技術者は、必要に応じ、作業の工程、施工状況、養生方法、天候、気温、実施した試験、等を記録しなければならない。

**3編 設 計****16章 設計基本****109条 総則**

構造物は、その目的に適合し、安全でかつ経済的なものでなければならぬ。

このために、実験結果 および 過去の経験をもとにして、構造物がうける荷重、温度変化、地震の影響、気象作用、地盤の支持力、等に応ずるよう、用いる材料、現場の実状、等を考えて、構造物の形式、許容応力度、構造細目、等を定め、構造物を設計しなければならない。

**110条 設計図**

構造物の設計図には、設計荷重、構造物の設計に用いた許容応力度、鉄筋の材質、コンクリートの設計基準強度、コンクリートの耐久性 または 水密性から定まる水セメント比、粗骨材の最大寸法、設計責任者の所属 ならびに氏名、設計年月日、等を明記しなければならない。

**17章 荷 重****111条 荷重一般**

構造物の設計には、施工中 および 完成後 これに加わるすべての荷重のほか、地震の影響、温度変化、コンクリートの乾燥収縮 および クリープの影響、等を考えなければならない。

荷重について とくに規定のある場合には、これによらなければならない。

**112条 地震の影響**

構造物におよぼす地震の影響は、構造物に加わる静的荷重と考え、静荷重に震度を乗じてこれを求めるのを原則とする。震度は構造物の種類、地域、地盤の状態、等に応じてこれを定める。大体の標準は、水平震度 0.2 とし、鉛直震度を考える場合には水平震度の 1/2 とする。

**113条 温度変化**

(1) 構造物の設計には 一般に 温度変化の影響を考えなければならない。

(2) ラーメン、アーチ、等の 不静定構造物の設計では、一般に 構造物に一樣な温度の昇降があるものとする。

普通の場合は、温度の昇降は それぞれ 15 deg を標準とする。断面の最小寸法が 70 cm 以上である場合は 前記の標準を 10 deg としてよい。

(3) 部分的に温度の異なる構造物では、その影響を考慮しなければならない。

(4) コンクリート および 鉄筋の熱膨張係数は 1 deg について  $1 \times 10^{-5}$  とする。

**114条 乾燥収縮 および クリープ**

(1) 構造物の設計には、必要に応じて コンクリートの乾燥収縮 および クリープの影響を考えなければならない。

(2) 不静定構造物の設計計算に用いる乾燥収縮は、一般に 表 7 の値を標準とする。



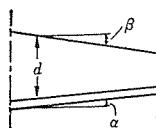


図 2 有効高さの変化するはり

$M$ : 曲げモーメント

$d$ : 考えている断面の有効高さ

$\alpha$ : 部材下面が水平線となす角

$\beta$ : 部材上面が水平線となす角

$\alpha$  および  $\beta$  は、曲げモーメントの絶対値が増すに従って、部材上下面の傾きがそれぞれ有効高さを増す場合には正号を、有効高さを減ずる場合には負号をとる。

(b) ねじりの影響を考慮する場合は、前項の(1)式または(2)式で求めた  $\tau$  の値に、ねじりによるせん断応力度を加えた値とする。

(2) せん断応力度は、はりおよびスラブにおいて斜引張鉄筋の計算しない場合、170条(3)に示す許容せん断応力度  $\tau_{a1}$  をこえてはならない。

(3) せん断応力度は、はりおよびスラブにおいて斜引張鉄筋の計算をする場合、170条(3)に示す許容せん断応力度  $\tau_{a2}$  をこえてはならない。

### 119条 斜引張鉄筋

(1) はりおよびスラブの斜引張鉄筋は、118条のせん断応力度が170条(3)の許容せん断応力度  $\tau_{a1}$  をこえる区間において、つぎの式で求めた断面積以上でなければならない。

(a) 部材軸に直角なスターラップ

$$A_v = \frac{S_v s}{\sigma_{sa} j d} \quad (3)$$

(b) 折曲鉄筋

$$A_b = \frac{S_b * s}{\sigma_{sa} j d (\sin \theta + \cos \theta)} \quad (4)$$

ここに、 $A_v$ : 区間  $s$  におけるスターラップの総断面積

$A_b$ : 区間  $s$  における折曲鉄筋の総断面積

$S_v$ : スターラップがうけるせん断力

$S_b$ : 折曲鉄筋がうけるせん断力

$S_v + S_b = S$ : 全せん断力

$s$ : スターラップまたは折曲鉄筋の部材軸方向の間

隔

$\theta$ : 折曲鉄筋が部材軸方向となす角

### (2) 斜引張鉄筋の配置

(a) (1)で求めた斜引張鉄筋は、計算上これを必要とする区間の外側の有効高さに等しい範囲にも、これを配置しなければならない。

(b) はりには、せん断応力度が  $\tau_{a1}$  以下の区間でも、149条(2)によりスター ラップを配置しなければならない。

### (3) 折曲鉄筋

(a) 折曲鉄筋の配置を設計するときの基線は、原則として部材高さの中央におく。

(b) 中立軸と交わる角度が  $15^\circ$  以下の鉄筋は、これを斜引張鉄筋とみなしてはならない。

## 120条 押抜きせん断応力度

(1) スラブの押抜きせん断応力度  $\tau_p$  は、つぎの式で計算した値とする。

$$\tau_p = \frac{P}{b_p d} \quad (5)$$

ここに、 $P$ : 集中荷重

$b_p$ : 140条に定める荷重分布区間の周長

$d$ : スラブの有効高さ

(2) 押抜きせん断応力度  $\tau_p$  は、一般に、170条(3)に示す許容せん断応力度  $\tau_{a1}$  の値をこえてはならない。

### 121条 付着応力度

(1) 付着応力度  $\tau_0$  は、つぎの式で計算する。

(a) 部材の有効高さが一定の場合

$$\tau_0 = \frac{S}{U j d} = \frac{S}{U z} \quad (6)$$

ここに、 $S$ : せん断力

$U$ : 鉄筋断面の周長の総和

(b) 部材の有効高さが変化する場合

$$\tau_0 = \frac{S_1}{U j d} = \frac{S_1}{U z} \quad (7)$$

ここに、 $S_1$  は 118条(1)(a)(ii)に規定するつぎの値である。

$$S_1 = S - \frac{M}{d} (\tan \alpha + \tan \beta)$$

(2) 折曲鉄筋 および スターラップを併用して全せん断力をうけさせた場合には、(6)式の  $S$ 、(7)式の  $S_i$  は それぞれ その値の  $1/2$  にとってよい。

## 122条 ハンチのある部材

(1) 連続ばり、ラーメン、等の曲げモーメントの計算には、一般にハンチの影響を考慮する。ただし、ハンチが小さい場合はこれを無視してよい。

(2) 連続スラブ、連続ばり、等の支承上における負の曲げモーメントによる応力度の計算において、スラブ および はりの有効高さは、ハンチを考えてこれを定めてよい。この場合、ハンチは  $1:3$  より ゆるやかな傾きの部分だけを有効とする。

## 19章 一般構造細目

### 123条 鉄筋の間隔

(1) はりにおける正鉄筋 または 負鉄筋の水平純間隔は、 $2\text{ cm}$  以上、粗骨材の最大寸法の  $4/3$  倍以上、鉄筋直径以上、としなければならない。

2段以上に 正鉄筋 または 負鉄筋を配置する場合には、一般に その鉛直純間隔は  $2\text{ cm}$  以上、鉄筋直径以上とする（図3参照）。

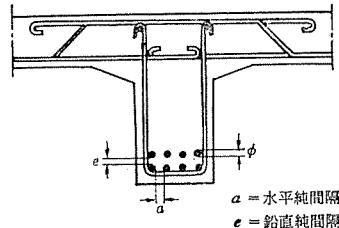


図3 鉄筋の純間隔

(2) 柱における軸方向鉄筋の純間隔は  $4\text{ cm}$  以上、粗骨材の最大寸法の  $4/3$  倍以上、鉄筋直径の  $1.5$  倍以上、としなければならない。

### 124条 鉄筋の曲げ方

(1) フックは 普通丸鋼の場合は つねに半円形とし、半円形の端から鉄

筋直径の  $4$  倍以上、 $6\text{ cm}$  以上、まっすぐ延ばさなければならない。異形鉄筋の場合は直角曲げとしてよい。

(2) フックの内径は 表9の値以上とする。

表9 フックの内径

種類	記号	フックの内径
熱間圧延棒鋼	SR 24	$4\phi$
	SR 30	$5\phi$
熱間圧延異形棒鋼	SD 24	$4\phi$
	SD 30	$5\phi$
冷間加工異形棒鋼	SD 35	$5\phi$
	SD 40	$6\phi$
冷間加工異形棒鋼	SDC 40	$6\phi$

φ：鉄筋の直径

(3) スターラップ または 帯鉄筋に異形鉄筋を用いた場合で、定着に直角フック または  $135^\circ$  程度に折り曲げた鋭角フックを用いるときには、その端部は 折り曲げてから鉄筋直径の  $6$  倍以上で  $6\text{ cm}$  以上まっすぐに延ばすものとする。

スター ラップ および 帯鉄筋に SR 24 および SD 24 を用いる場合にはその曲げ内径は鉄筋直径の  $2$  倍まで小さくしてよい。

(4) 折曲鉄筋の曲げ半径は鉄筋直径の  $5$  倍以上でなければならない（図4参照）。コンクリート部材の側面から  $2\phi + 2\text{ cm}$  以内の距離にある鉄筋を折曲鉄筋として用いる場合には、その曲げ半径を鉄筋直径の  $7.5$  倍以上としなければならない。

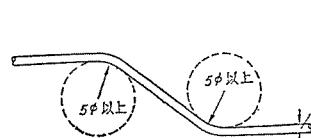


図4 折曲鉄筋の曲げ半径

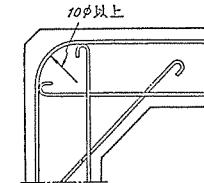


図5 ラーメン部材の接合部における鉄筋の曲げ半径

(5) ラーメン構造の 部材接合部の外側に沿う鉄筋の 曲げ半径は 鉄筋直

径の 10 倍以上でなければならない（図 5 参照）。

#### 125条 ハンチ その他の内側にそう鉄筋

ハンチ、ラーメンの部材接合部、等の内側にそう鉄筋は、スラブまたははりの引張鉄筋を曲げたものとせず、ハンチにそってべつの直線の鉄筋を用いるのを原則とする(図6参照)。

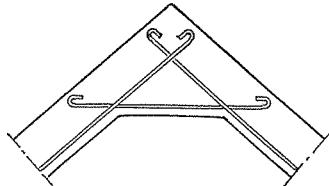


図 6 ハンチ, ラーメンの部材接合部等の内側にそう鉄筋

126 条 鉄筋の継手

- (1) 鉄筋の継手位置 および 継手方法は 設計図に示すのを原則とする。

(2) 鉄筋の継手位置は 相互にずらして、一断面に集めてはならない。  
また、応力の大きい部分では 鉄筋の継手をできるだけ さけなければならぬ。

(3) 引張鉄筋の重ね継手は、つぎの式で求めた長さ  $l$  以上、 $20\phi$  以上、重ね合わせなければならない。

ここに、 $\sigma_{sa}$ : 鉄筋の許容引張応力度

$\tau_{cg}$ : コンクリートの許容付着応力度

$\phi$ ：鉄筋の直径

引張鉄筋の端部に半円形フック または 直角フックをついた場合には、この値の  $2/3$  としてよい。丸鋼の端部には 半円形フックを つけなければならぬ。

(4) 圧縮鉄筋の重ね継手は(8)式で求めた長さ  $l$  の 80 % 以上で 20 φ 以上 重ね合わせなければならない。圧縮鉄筋の重ね継手では、フックをついた場合でも、重ね合わせ長さを減じてはならない。

(5) 引張鉄筋に溶接継手を用いる場合には、継手部の強度の低下を考慮しなければならない。継手部の強度は試験によってこれを定める。

127 条 鉄筋の定着

- (1) 鉄筋端部は、コンクリート中に十分埋め込んで鉄筋とコンクリートとの付着力によって定着するか、フックをつけて定着するか、または機械的に定着するかしなければならない。

引張鉄筋に丸鋼を用いる場合には、その端部にかならず半円形フックをつけて定着しなければならない。

(2) スラブまたははりの正鉄筋の数の少なくとも  $1/3$  は、これを曲げ上げないで、支点をこえて定着しなければならない。

(3) 固定ばかり、連続ばかり、または片持ばかりの負鉄筋は、計算上曲げ応力をうける必要のなくなった点をこえて、曲げ下げるかそのまま延ばすかして、圧縮部のコンクリートに定着することを原則とする。曲げ下げないで引張部のコンクリートに定着する必要のある場合には、(8)によらなければならぬ。

(4) 固定ばかりまたは連続ばかりの負鉄筋の数の少なくとも  $1/3$  は、反曲点をこえて、スパンの  $1/16$  以上で部材の有効高さ以上 延ばさなければならぬ。

(5) 固定ばかりまたは片持ばかりの支承部の負鉄筋端は、鉄筋の全強をうけるのに十分な長さを支承中に延ばさなければならない。

(6) 折曲鉄筋は、その延長を正鉄筋または負鉄筋として用いるか、または折曲鉄筋端部をはりの上面または下面に所要のかぶりをのこしてできるだけ接近させ、はりの上面または下面に平行に折り曲げて、水平に延ばし、圧縮部のコンクリートに定着するのがよい。

(1) 圧縮鉄筋の定着には フックの効果を考慮してはならない。

(8) やむをえず引張鉄筋をコンクリートの引張部に定着する場合には、鉄筋は計算上曲げ応力をうける必要のなくなった点をこえてコンクリート中に十分延ばさなければならない。延ばす長さは、定着した鉄筋の端部附近のコンクリートに有害なひびわれがでないよう、かつ十分な定着長を有するよう、これを定める。

(9) スターラップは、正鉄筋または負鉄筋をとりかこみ、その端を圧縮部のコンクリートに定着しなければならない。

圧縮鉄筋がある場合には、スターラップは引張鉄筋および圧縮鉄筋をとりかこまなければならぬ。

## 128条 かぶりの一般標準

- (1) かぶりは 鉄筋の直径以上としなければならない。
- (2) かぶりは 一般に表 10 の値以上としなければならない（図 7 参照）。

表 10 最小かぶり (cm)

	スラブ	はり	柱
風雨にさらされない場合	1.0	1.5	2.0
寸法が大きく重要な構造物、または風雨にさらされるもの ばい煙、酸、油、塩類、等の有害な化学作用をうけるおそれのある部分を有効な保護層で保護しない場合	2.0	2.5	3.0
	3.0	3.5	4.0

図 7 かぶり

(3) フーチング および 構造物の重要な部材で、コンクリートが地中に直接打ち込まれる場合の かぶり は 7.5 cm 以上、埋めもどして直接土に接する部分 および 気象作用がはげしい場合のかぶりは、鉄筋直径 16 mm 以上のとき 5 cm 以上、16 mm 未満のときは 4 cm 以上、とするのがよい。

ただし、スラブの下側では、とくに はげしい気象作用をうける場合でも かぶりは 2.5 cm 以上でよい。

(4) 海水の作用をうける構造物においては、かぶりを 表 11 の値以上としなければならない。

表 11 海水の作用をうける場合の最小かぶり (cm)

海水中で施工する構造物	10
陸上で施工したのち、海水の作用をうける箇所に設置する構造物	
(a) 感潮部分、海水で洗われる部分、および はげしい潮風をうける部分	7
(b) 上記以外の部分	5

(5) 流水 その他による すりへり の おそれのある部分では、かぶりを適当に増さなければならない。

(6) とくに耐火を必要とする構造物における かぶりは、火熱の温度、継続時間、用いる骨材の性質、等を考えて これを定めなければならない。

## 129条 面取り

部材の かど には 面取りをしなければならない。

とくに、寒地、気象作用のはげしいところ、等では、面取りの大きさについて慎重に考えなければならない。このような 面取りは からず 設計図に明示しなければならない。

## 130条 露出面の用心鉄筋

収縮 および 温度変化による有害な ひびわれ を防ぐため、広い露出面を有するコンクリートの表面には、露出面に近く用心鉄筋を配置しなければならない。

## 131条 集中反力をうける部分の補強

集中反力が作用する部分など、過大な応力集中を生ずることが明らかな部分では、その影響を考えて補強しなければならない。

## 132条 開口部周辺の補強

スラブ、壁、等の開口部の周辺には、応力集中 その他による ひびわれにたいして、補強のための鉄筋を配置しなければならない。

## 133条 打継目

打継目の位置 および 方向は、構造物の強度 および 外観を害しないように これを定めなければならない。

重要な打継目は これを設計図に明示するのがよい。

## 134条 伸縮継目

伸縮継目は、構造物に ひびわれ ができるのを防ぐのに最も有効なように、また 構造物の伸縮 その他による移動が なるべく 自由にできるように、その位置 および 構造を定め、設計図に明示しなければならない。

## 135条 水密構造

水密を要する 鉄筋コンクリート構造物では、ひびわれ ができるのを防ぐよう に 配筋、打継目 および 伸縮継目の間隔 および 配置、等を定めなければならない。

## 136条 排水工 および 防水工

(1) 水に接する構造物では、排水工 および 防水工について考慮しなければならない。

(2) 防水工は 水圧を直接うける面に設けるのを原則とする。

## 137条 コンクリート表面の保護

すりへり、腐食、衝撃、等の はげしい作用をうける部分を耐久的にするためには、適当な材料でコンクリート表面を保護しなければならない。保護

に用いる材料は、責任技術者の承認を得なければならない。

## 20章 部材の設計

### 1節 スラブ

#### 138条 構造解析

スラブの曲げモーメント、せん断力および支承反力は、スラブ周辺の支承状態、スラブの形状、載荷状態、等を考慮して、薄板理論によってこれを求ることを原則とする。

#### 139条 スラブのスパン

スラブの計算に用いるスパンは、支承の中心間距離とする。ただし、支承の奥行きの長い場合には、スラブの純スパンにスパン中央におけるスラブの厚さを加えたものとする。剛な壁またははりと単体的につくられた場合には、純スパンをスパンとしてよい。

#### 140条 集中荷重の分布幅

スラブ表面に作用する荷重は、その接触面の外周からスラブの厚さの1/2の距離だけ離れ、荷重とスラブとの接觸面に相似な形状を有する範囲に分布するものとする。

上置層がコンクリートまたはアスファルトコンクリートの場合には、上記の距離に上置層の厚さを加える。上置層の材料がやわらかいものである場合には、上置層の厚さとしてその3/4倍を用いる。

#### 141条 一方向スラブ

(1) 単純に支持された一方向スラブは、荷重の分布幅に $2.4x\left(1-\frac{x}{l}\right)$ を加えた値を有効幅と考えて、スラブの単位幅当たりの最大曲げモーメントを求めてよい。

ここに、 $x$ : 考える断面から最も近い支承までの距離

$l$ : スパン

(2) 集中荷重がスラブの自由縁に近いときには、有効幅は(1)の値をこえてはならず、自由縁から分布幅中心までの距離に(1)に示す値の1/2を加えた値以上としてはならない。

(3) 一方向スラブを、(1)および(2)により有効幅を用いて計算する場合は、143条(3)により配力鉄筋を配置しなければならない。

#### 142条 二方向スラブ

(1) 短スパンと長スパンとの比が0.4以下の二方向スラブが等分布荷重をうける場合は、荷重を短スパン方向だけでうけるものと仮定して曲げモーメントおよびせん断力を求めてよい。

(2) 二方向スラブを前項により計算する場合には、143条(4)により配力鉄筋を配置しなければならない。

また、この場合、スラブが支承と一体となっているか、または隣接スラブと連続しているときには、143条(4)により、短い辺の上側にこれに直角の鉄筋を配置しなければならない。

#### 143条 構造細目

(1) スラブの厚さは8cm以上でなければならない。

(2) スラブの正鉄筋および負鉄筋の中心間隔は、最大曲げモーメントの断面でスラブの厚さの2倍以下で30cm以下としなければならない。その他の断面でもスラブ厚さの3倍以下で40cm以下とするのがよい。

(3) 単純に支承された一方向スラブの配力鉄筋は、等分布荷重をうける場合、スラブの長さ1m当たり、一般にスラブ幅1m当たりの引張主鉄筋断面積の1/6以上とする。

集中荷重をうける場合は、上記の配力鉄筋に、集中荷重にたいして必要なスラブ幅1m当たりの引張主鉄筋断面積の $\alpha$ 倍を加えたものとする。

この $\alpha$ はつぎによる。

スラブ中央付近載荷

$$\text{下側配力鉄筋 } \alpha = (1.0 - 0.25 \frac{l}{b}) (1 - 0.8 \frac{v}{b})$$

ただし、 $l/b > 2.5$ の場合には $l/b = 2.5$ のときの $\alpha$ の値を用いる。

スラブ縁端付近片側載荷

$$\text{上側配力鉄筋 } \alpha = \frac{1}{8} (1 - 2 \frac{v}{b})$$

ここに、 $l$ : スラブのスパン

$b$ : スラブの幅

$v$ : 荷重の分布幅

(4) 二方向スラブを142条により計算する場合の配力鉄筋は、短辺の長さ1m当たり、短スパン方向の主鉄筋のスラブ幅1m当たりの断面積の1/4以上とする。また、この場合、連続スラブまたは固定スラブでは、短辺の

長さ 1m当たり、短スパン方向の主鉄筋のスラブ幅 1m当たりの断面積の  
1/4以上を、短辺の上側にこれと直角に配置しなければならない。この鉄  
筋の長さは長辺に直角な上側の鉄筋の長さ以上とする。

(5) 二方向スラブがその周辺で壁またははりと単体的につくられていない場合、またはスラブが支承をこえて連続していない場合には、スラブのすみには上下両側に用心鉄筋を配置しなければならない。この鉄筋はすみから両方向に長スパンの $1/5$ に等しい区間にわたって配置する。

スラブの上側鉄筋は すみから対角線に平行に配置し、スラブの下側鉄筋は対角線に直角に配置する。これらの鉄筋はスラブの両辺に平行な二方向に配置してもよい。各方向の幅 1m当たりの鉄筋断面積は、スラブの中央部における幅 1m当たり短スパン方向の正鉄筋の断面積と等しくしなければならない。

(6) スラブの単純支承部において負の曲げモーメントが起こることが考えられる場合には、これにたいして配筋しなければならない。

2 節 は

144 条 はり のスパン

はりの計算に用いるスパンは 支承の中心間距離とする。ただし、支承の奥行きの長い場合には、はりの純スパンに スパン中央における はりの高さを加えたものとする。

#### 145条 二方向スラブをささえする支承ばり のうける荷重

等分布荷重をうける二方向スラブをささえるはりがほぼ等しい剛性をもつ場合、はりは、スラブの4すみで辺と45°の角をなす線とスラブの長い辺に平行な中心線とでスラブを分けて得られる台形または三角形の部分の荷重をうけるものとしてよい。

#### 146 条 T形ばかりの窓縁の有効幅

T形ばかりの計算に用いる圧縮突縁の有効幅は、一般に つぎの式で求めてよい。

### (1) 断面算定の場合

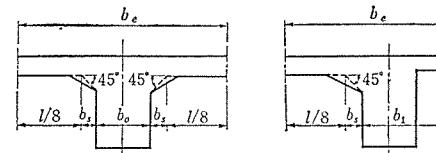
(a) 両側にスラブがある場合(図8(a)参照)

ただし、 $b_e$  は両側のスラブの中心線間の距離を こえてはならぬ。

(b) 片側にスラブがある場合(図8(b)参照)

ただし、 $b_0$  はスラブの純スパンの  $1/2$  に  $b_1$  を加えたものをここではならない。

ここに,  $l$  は単純ばかりではスパン, 連続ばかりでは反曲点間距離とし,  $b_s$  はハンチの高さに等しい値より大きくとってはならない。



(a) 両側にスラブがある場合 (b) 片側にスラブがある場合  
図 8 T形ばかりの突縁の有効幅

(2) 不静定力算定に用いる T形ばかりの圧縮突縁の有効幅は一般に全幅をとつてよい。

147条 独立した はり

独立した はり は、横方向の安定について特別の解析を行なわない場合には、つぎによるものとする。

(1) 独立した長方形ばかりは その幅の 15 倍以下の間隔で これを横方向に支持しなければならない。

(2) 独立したT形ばりは、その腹部の幅の25倍以下でこれを横方向に支持しなければならない。

(3) 独立したT形ばかりの突縁の厚さは、腹部の幅の1/2以上でなければならぬ。

(4) 独立したT形ばかりにおける突縁の有効幅は 腹部の幅の4倍以下にしなければならない。

148 条 ディープ ピーム



## 153条 長柱

### (1) 最大許容軸方向荷重

長柱の軸方向荷重は(11)式または(12)式によって求めた  $P_0$  に つきの係数  $\alpha$  を乗じた値を こえてはならない。

#### (a) 帯鉄筋柱

$$15 < \frac{h}{d} \leq 40 \text{ のとき, } \alpha = 1.45 - 0.03 \frac{h}{d} \quad (13)$$

#### (b) らせん鉄筋柱

$$10 < \frac{h}{D} \leq 25 \text{ のとき, } \alpha = 1.3 - 0.03 \frac{h}{D} \quad (14)$$

ここに,  $h$ : 柱の有効長さ

$d$ : 帯鉄筋柱の最小横寸法

$D$ : らせん鉄筋柱の有効断面の直径

(2) 長柱の軸方向荷重 および これと同時に作用する曲げモーメントは、同じ断面の短柱について求めた許容軸方向荷重 および これに応ずる許容曲げモーメントに、(13)式または(14)式の係数  $\alpha$  を乗じて得られるそれぞれの値以下とするのがよい。

## 154条 構造細目

### (1) 帯鉄筋柱 (図9(a)参照)

#### (a) 柱の最小横寸法

帯鉄筋柱の最小横寸法は 20 cm 以上でなければならない。

#### (b) 軸方向鉄筋

軸方向鉄筋の直径は 12 mm 以上、その数は 4 本以上、その断面積は所要コンクリート断面積の 0.8% 以上 6% 以下、でなければならない。

#### (c) 帯鉄筋

帯鉄筋の直径は 6 mm 以上、その間隔は 柱の最小横寸法以下、軸方向鉄筋の直径の 12 倍以下、帯鉄筋の直径の 48 倍以下 でなければならぬ。はり その他と交わる柱の部分には、とくに十分な帯鉄筋を用いなければならない。

#### (d) 斜引張鉄筋

斜引張鉄筋を配置する場合は、119条に準ずるものとする。

### (2) らせん鉄筋柱 (図9(b)参照)

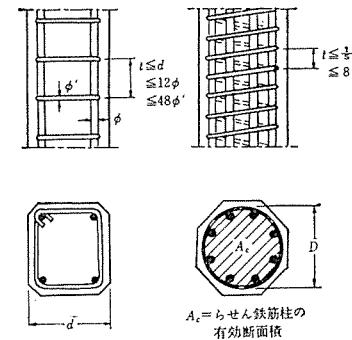


図9 柱の構造

### (a) コンクリートの強度

らせん鉄筋柱に用いるコンクリートは、設計基準強度が 200 kg/cm<sup>2</sup> 以上のものでなければならない。

### (b) 有効断面の最小直径

らせん鉄筋柱の有効断面の直径  $D$  は 20 cm 以上でなければならない。ここに、有効断面の直径とは らせん鉄筋の中心線のえがく円の直径をいう。

### (c) 軸方向鉄筋

軸方向鉄筋の直径は 12 mm 以上、その数は 6 本以上、その断面積は 柱の有効断面積の 1% 以上 6% 以下、らせん鉄筋の換算断面積  $A_a$  (152条 参照) の 1/3 以上、でなければならない。

ここに、柱の有効断面積とは、らせん鉄筋の中心線にかこまれる円柱の断面積をいう。

### (d) らせん鉄筋

らせん鉄筋の直径は 6 mm 以上、そのピッチは 柱の有効断面の直径  $D$  の 1/5 以下で 8 cm 以下、でなければならない。

らせん鉄筋の換算断面積  $A_a$  は 柱の有効断面積の 3% 以下とする。ただし、152条(12)式によって計算した らせん鉄筋柱の最大許容軸方向荷重が、152条(11)式によって帯鉄筋柱として計算した値の 2 倍をこえない場合には、3% 以上でもよい。

はり その他と交わる柱の部分には、とくに十分ならせん鉄筋を用いな

ければならない。

らせん鉄筋は1巻き半余分に巻きつけて、これを定着するものとする。

### (3) 鉄筋の継手

(a) 軸方向鉄筋は、すべてつき合わせ溶接継手とするか、または溶接継手を用いないときは軸方向鉄筋の数の $1/2$ を継がずに継手位置で通すかしなければならない。

(b) らせん鉄筋に重ね継手を設ける場合、重ね合わせ長さは1巻き半とする。

(4) 荷重にたいして断面が大きい柱では、前各項によらなくてよい。

## 4節 壁

### 155条 断面の算定

(1) 壁は、その形状および荷重の方向によって、柱、スラブまたははりに準じて設計するものとする。

(2) 鉛直荷重をうける壁は、一辺が壁厚に等しく、他の辺が荷重の作用幅とその両側に壁厚の2倍を加えた値に等しい長方形断面の柱と考えて計算してよい。

(3) 面内に水平の荷重をうける耐震壁の斜引張鉄筋は118条および119条に準じて計算してよい。

### 156条 構造細目

(1) 壁の厚さは、一般に10cm以上とし、支持されていない縁辺の間隔の $1/25$ 以上、周辺が変位にたいして固定されている場合は、短い辺の長さの $1/30$ 以上とする。

(2) 鉛直荷重をうける壁では、鉛直の主鉄筋は直径12mm以上、その間隔は主鉄筋直径の25倍以下とする。また、壁の両面に配置した鉛直の主鉄筋はたがいにこれをつなぎ鉄筋で結ばなければならない。

## 5節 ラーメン

### 157条 構造解析

(1) はりと柱、スラブと壁、等が単体的につくられた構造は、ラーメンとして解析しなければならない。

(2) はりまたは柱の断面の寸法がとくに大きい場合には、隅角部に

剛域を考え、部材の曲げ変形とせん断変形を考慮して、ラーメン解析を行なわなければならない。

### 158条 軸 線

ラーメンの軸線は部材断面の図心軸線とする。ただし、一般にハンチの影響は無視してよい。

### 159条 部材端の断面算定

部材端の断面算定に用いる曲げモーメントの値は、はりにたいしては柱前面における曲げモーメント、柱にたいしてははりの上下面における曲げモーメントとする。ただし、ハンチの影響を無視して構造解析を行なった場合には節点曲げモーメントを用いる。

## 6節 アーチ

### 161条 設計計算

(1) アーチの軸線は、荷重による圧力線になるべく一致するように、これを定めなければならない。

(2) スパンの大きいアーチは座屈にたいする安全度を検討しなければならない。

### 162条 構造細目

(1) 鉄筋コンクリートアーチでは、アーチの上下面に沿ってなるべく対称に軸方向鉄筋を配置しなければならない。その量はそれぞれアーチ幅1m当たり $4\text{ cm}^2$ 以上、上下面を合わせてコンクリート断面積の0.1%以上とする。

(2) アーチの上下面には、軸方向鉄筋と直角に横方向鉄筋を配置しなければならない。この横方向鉄筋は直径12mm以上とし、その間隔は軸方

向鉄筋直徑の 30 倍以下でなければならない。

(3) アーチの上下の軸方向鉄筋を結ぶ帶鉄筋 および つなぎ鉄筋の直径は 6 mm 以上で軸方向鉄筋直徑の 1/4 以上とし、柱に準じて配置するものとする。

(4) 閉腹式アーチの側壁には スプリングングその他適当な位置に伸縮継手を設けなければならない。

## 7 節 フラット スラブ構造

### 163 条 構造解析

二方向配筋のフラット スラブ構造の解析には、つぎの近似解法を用いてよい。

(1) 鉛直荷重にたいしては、つぎのように計算する。

(a) フラット スラブ構造のスラブは、これを  $x$  および  $y$  の 2 方向の柱列線で分けられた互いに直交する二群のはりと考へ、それぞれの方向において、このはりと柱からなるラーメンを想定し、これに全荷重を最も不利な状態にのせて計算する。このラーメンの  $x$  方向のスパンは  $l_x$ 、はりの幅は  $l_y$ 、はりの高さはスラブの厚さ  $t$  とし、 $y$  方向についても同様とする(図 10 参照)。

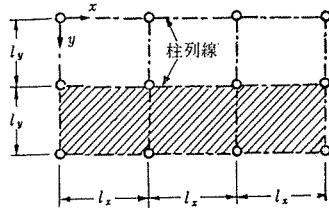


図 10 フラット スラブ構造の骨組み

(b) スラブを幅  $l/2$  の柱間帯

ABDC と、幅  $l/4$  の柱列帯 ABFE および CDHG とに分け、ラーメンとして求めた正または負のスパン曲げモーメントは、その 45% を柱間帯に、残部 55% は両側の柱列帯にそれぞれ一様に分布させる。負の支点曲げモーメントは、その 25% を柱間帯に、残部 75% は両側の柱列帯に、それぞれ一様に分布させる(図 11 参照)。

フラット スラブの縁端が全長にわたって支持されている場合には、支持縁から  $\frac{3}{4}l$  の部分は、一般の柱間帯の曲げモーメントの  $3/4$  をとってよい。

(c) 柱は ラーメンの鉛直部材として計算しなければならない。

(2) 水平荷重にたいしては、前項と同様のラーメンを考えて計算する。

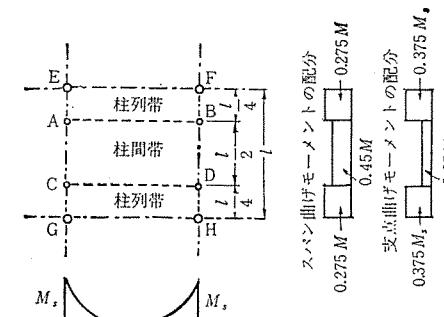


図 11 曲げモーメントの配分

ただし、

(a) ラーメンのはりの幅  $b$  は

$$b = \frac{1}{2}(l+c)$$

とする。ここに、 $l$  は それぞれの方向のスパン長、 $c$  は カラム キャピタルの辺長(円形の場合は直径)である。

(b) 求められたはりの曲げモーメントは 柱列帯に 0.7、柱間帯に 0.3 の割合に配分する。

### 164 条 構造細目

(1) スラブの厚さは 一般に 15 cm 以上でなければならない。

(2) 柱の幅は その幅と同じ方向のスパン  $l$  の  $1/20$  以上、階層の高さ  $h_s$  の  $1/15$  以上、30 cm 以上、でなければならない。ここに、 $l$  は柱の中心

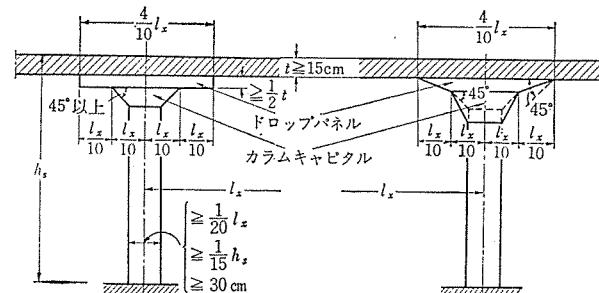


図 12 フラット スラブ構造

間隔である（図 12 参照）。

（3）柱頭部の寸法は図 12 によらなければならない。カラム キャピタルは、水平にたいして 45° の線より上の部分を有効であるとして、応力の計算をしなければならない。

## 8 節 フーチング

### 165 条 構造解析

フーチングは、片持ばり、単純ばり、連続ばりの組合せからなるものとして解析してよい。

いかだ基礎はさかさまにした床組みとして解析してよい。

### 166 条 独立フーチング

#### （1）曲げモーメントにたいする断面計算

（a）鉄筋コンクリートの柱または受け台をうけるフーチングの設計断面は、柱または受け台の前面における鉛直断面とする。

（b）鋼柱をうけるフーチングの設計断面は、柱の前面と底板の縁端との中央における鉛直断面とする。

（c）設計断面における曲げモーメントは、設計断面にたいして柱と反対側にあるフーチングの全面積に作用する荷重によって生ずる曲げモーメントとする。

（d）上面が傾いているフーチングで、その傾きが鉛直 1、水平 2 よりゆるやかな場合には、上面の傾きを無視して曲げモーメントにたいする計算を行なってよい。

（e）段形フーチングの場合には、曲げに抵抗する断面は、考へている段の下の段にとるか、または鉛直 1、水平 2 よりもゆるやかな傾きで、全く段形フーチングに含まれる範囲内の断面にとり、上面水平なフーチングとして取り扱ってよい。

#### （2）付着応力の計算

付着応力にたいする設計断面は、曲げモーメントにたいするものと同断面とし、付着応力の計算に用いるせん断力は、曲げモーメントにたいする場合と同じ荷重状態について計算する。

なお、付着応力度は、断面または鉄筋の変化する断面でも計算しなければならない。

#### （3）斜引張応力の計算

（a）斜引張応力にたいするフーチングの設計断面は、柱または受け台の前面から  $d/2$  の距離の鉛直断面とする。ここに  $d$  は柱の前面におけるフーチングの有効高さである。

（b）上記設計断面に働くせん断力は、柱または受け台のかどからフーチングの主軸に 45° の方向に引いた 2 線と、これらの線できられる設計断面およびフーチングの端辺とによってかこまれる面積に作用する荷重から求めてよい。

#### （4）鉄筋の配置

（a）正方形フーチングの場合、それぞれの方向の鉄筋は、フーチングの全幅にわたり等間隔にこれを配置する。

（b）長方形フーチングの場合、長辺方向の鉄筋は、短辺の幅に等間隔に配置し、短辺方向の鉄筋は、次式の関係から計算できる鉄筋量を、短辺の長さだけの幅をもつ帶に等間隔に、残りの鉄筋をその帯の両側に等間隔に配置する。

$$\frac{\text{幅が短辺の長さに等しい帶における鉄筋量}}{\text{短辺方向の鉄筋の全量}} = \frac{2}{r+1}$$

ここで、 $r$ ：長辺の短辺に対する比

### 167 条 壁のフーチング

壁のフーチングの設計は、独立フーチングの設計に準じて行なう。

### 168 条 連結フーチング

（1）連結フーチングの片持ばりとして働く部分は、曲げモーメントおよび付着応力にたいしては独立フーチングと同様に設計してよい。

（2）斜引張応力にたいする設計断面は、はりとして働く部分も、片持ばりとして働く部分も、柱、受け台、等の前面にとる。

### 169 条 フーチングまたは受け台と柱との接合部の設計

（1）柱の軸方向鉄筋の応力をフーチングまたは受け台に伝えるために、柱の底部では、軸方向鉄筋をフーチングまたは受け台中に延ばすか、あるいは、接合鉄筋を用いなければならない。

（2）フーチングまたは受け台の頂部は、支柱にたいして設計しなければならない。

## 21章 許容応力度

### 170条 コンクリートの許容応力度

(1) コンクリートの許容応力度は、一般に 28 日設計基準強度をもととしてこれを定める。

(2) 許容曲げ圧縮応力度（軸方向力をともなう場合を含む）

$$\sigma_{ca} \leq \frac{\sigma_{ck}}{3}$$

(3) 許容せん断応力度は表 12 の値以下とする。

表 12 許容せん断応力度 (kg/cm<sup>2</sup>)

		設計基準強度 $\sigma_{ck}$ (kg/cm <sup>2</sup> )			
		180	240	300	400 以上
斜引張鉄筋の計算をしない場合 $\tau_{a_1}$	はりの場合	6	7	8	9
	スラブの場合	8	9	10	11
斜引張鉄筋の計算をする場合 $\tau_{a_2}$	せん断力のみの場合*	17	20	22	24

\* ねじりの影響を考慮する場合にはこの値を割増してよい。

(4) 許容付着応力度は表 13 の値以下とする。

ただし、直径 32 mm をこえる鉄筋ではこの値を減ずるものとする。

表 13 許容付着応力度  $\tau_{as}$  (kg/cm<sup>2</sup>)

		設計基準強度 $\sigma_{ck}$ (kg/cm <sup>2</sup> )			
		180	240	300	400 以上
丸 鋼	7	8	9	10	
異 形 鉄 筋	14	16	18	20	

(5) 許容支圧応力度

$$\sigma_{ca} \leq 0.3 \sigma_{ck}$$

局部的載荷の場合には、コンクリート面の全面積を  $A$ 、支圧をうける面積を  $A'$ 、とした場合、許容支圧応力度  $\sigma_{ca}$  は、つぎの式でこれを求めてよい。

$$\sigma_{ca} \leq \left( 0.25 + 0.05 \frac{A}{A'} \right) \sigma_{ck}$$

$$\text{ただし, } \sigma_{ca} \leq 0.5 \sigma_{ck}$$

支圧をうける部分が十分補強されている場合には、試験によって安全率が 3 以上となる範囲内で許容支圧応力度を定めてよい。

### 171条 鉄筋の許容応力度

(1) JIS G 3112 に適合する鉄筋の許容引張応力度は一般に表 14 の (a) 許容引張応力度の値以下とする。

表 14 鉄筋の許容引張応力度  $\sigma_{ts}$  (kg/cm<sup>2</sup>)

鉄筋の種類	SR 24	SR 30	SD 24	SD 30	SD 35	SD 40	SDC 40
(a) 許容引張応力度	1 400	1 600	1 400	1 800	2 000	2 100	2 100
(b) 疲労強度より定まる許容引張応力度	1 400	1 600	1 400	1 600	1 800	1 800	1 800

(2) コンクリートに生ずるひびわれがとくに有害な場合には、鉄筋の許容引張応力度は、責任技術者の指示に従って表 14 の (a) 許容引張応力度の値以下で適当にこれを定めなければならない。

(3) 繰返し荷重の影響がとくにいちじるしい部材の場合には、鉄筋の許容引張応力度は、一般に表 14 の (b) 疲労強度より定まる許容引張応力度の値をこえではない。ただし、とくに疲労強度が高いことを証明された異形鉄筋では責任技術者の承認を得て、その許容引張応力度をこれより高めることができる。

(4) コンクリートの設計基準強度  $\sigma_{ck}$  が 180 kg/cm<sup>2</sup> 未満の場合、鉄筋の許容引張応力度は丸鋼にたいして 1 200 kg/cm<sup>2</sup> 以下、異形鉄筋にたいして 1 600 kg/cm<sup>2</sup> 以下とする。

(5) JIS G 3112 に適合する鉄筋の許容圧縮応力度は表 14 の (a) 許容引張応力度の値としてよい。

(6) 表 14 に定める以外の鉄筋を用いるときは、かならず試験の結果にもとづき、責任技術者の指示に従って許容応力度を定めなければならない。

### 172条 温度変化、乾燥収縮、地震の影響および一時的荷重を考えた場合の許容応力度

(1) 温度変化および乾燥収縮を考えた場合には、170 条および 171 条に規定した許容応力度を 1.15 倍まで高めてよい。

(2) 地震の影響を考えた場合には、170 条および 171 条に規定した許容応力度を 1.5 倍まで高めてよい。

(3) 温度変化、乾燥収縮および地震の影響を考えた場合には、170条および171条に規定した許容応力度を1.65倍まで高めてよい。

(4) 一時的な荷重またはきわめてまれな荷重を考える場合には、170条および171条に規定した許容応力度を高めてよい。ただし、170条に規定した値の2倍および171条に規定した値の1.65倍をこえてはならない。

(5) 柱の最大許容軸方向荷重についても前各項に準ずるものとする。

## 4編 特殊な鉄筋コンクリート

### 22章 プレストレスト コンクリート

#### 173条 プレストレスト コンクリート

プレストレスト コンクリート部材の設計および施工については、「プレストレスト コンクリート設計施工指針」によるものとする。

### 23章 軽量コンクリートを用いた 鉄筋コンクリート

#### 174条 軽量コンクリートを用いた 鉄筋コンクリート

(1) 軽量コンクリートを用いた 鉄筋コンクリート部材の設計 および 施工については、責任技術者の指示によらなければならない。

(2) 人工軽量骨材コンクリートを用いた 鉄筋コンクリート部材の設計 および 施工については、「人工軽量骨材コンクリート設計施工指針(案)」によるものとする。

### 24章 鉄筋コンクリート工場製品

#### 175条 鉄筋コンクリート工場製品

鉄筋コンクリート工場製品の設計 および 施工については、「鉄筋コンク

リート工場製品設計施工指針(案)」によるものとする。

## 25章 鉄骨鉄筋コンクリート

#### 176条 鉄骨鉄筋コンクリート

鉄骨鉄筋コンクリートの設計 および 施工については、責任技術者の指示によらなければならない。

## 26章 水中で施工する鉄筋コンクリート

#### 177条 水中で施工する鉄筋コンクリート

鉄筋コンクリートを水中で施工する場合には、責任技術者の承認を得なければならない。

## 27章 プレパックド コンクリート

#### 178条 プレパックド コンクリート

鉄筋コンクリートの施工にプレパックド コンクリートを用いる場合には、責任技術者の承認を得なければならない。

プレパックド コンクリートの施工については「プレパックド コンクリート施工指針(案)」によるものとする。